

独立行政法人日本学術振興会令和6年
度学術研究助成業務に関する報告書及
び同報告書に付する文部科学大臣の意
見

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第21条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会令和6年度学術研究助成業務に関する報告書に文部科学大臣の意見を付して、報告するものである。

独立行政法人日本学術振興会令和6年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会令和6年度学術研究助成業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人日本学術振興会令和6年度学術研究助成業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見・・・・・・・・ 179

令和 6 年度
学術研究助成業務に関する報告書

令和 7 年 9 月 2 6 日
独立行政法人日本学術振興会

目 次

I.	令和6年度学術研究助成業務に関する報告書・・・・・・・・・・	3
----	--------------------------------	---

II.	参考資料・・・・・・・・・・	19
-----	----------------	----

資料1	学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日 文部科学大臣決定）
資料2	学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日 文部科学大臣決定）
資料3	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研 究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程 第19号）
資料4	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 （平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学 研究費委員会決定）
資料5	独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程 （平成23年4月28日規程第26号）
資料6	独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及 び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要 項（平成21年11月27日理事長裁定）
資料7	参照条文

I . 令和 6 年度学術研究助成業務に関する報告書

令和6年度学術研究助成業務について

1. 学術研究助成業務について

学術研究助成業務は、平成23年4月28日に施行された独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成23年法律第23号）による独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）

（資料7）の改正によって、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に追加された業務である。具体的には、科学研究費助成事業（以下「科研費事業」という。）（※1）のうち、同改正により振興会に造成された学術研究助成基金（振興会法第18条第1項。以下「基金」という。）により実施する、研究費の公募、審査、交付等に係る業務を指す。

基金による助成事業は、平成23年度の導入以来、研究費の複数年にわたる使用を可能として研究費の効果的・効率的な執行を図るなど、研究者の自由な発想に基づく学術研究の振興にふさわしい仕組みの整備を行うことを目的としてきた。また、「学術研究助成基金の運用基本方針」（平成23年4月28日文部科学大臣決定）（資料2）に基づき、科研費事業を構成する事業として、文部科学省及び振興会が行う科学研究費補助金による助成事業と一体的に運用するとともに、会計年度にとらわれない物品調達や、研究の進展に合わせた研究費の前倒し又は次年度使用など、柔軟な執行を可能としている。

※1 科研費事業は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビュー（研究者コミュニティから選ばれる研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものである。

2. 基金の造成について

令和6年度には、「学術研究助成基金補助金交付要綱」（平成23年4月28日文部科学大臣決定）（資料1）に基づき、文部科学大臣から振興会に、学術研究助成基金補助金（以下「補助金」という。）1,662億9,575万7千円が交付された。補助金は、文部科学大臣から振興会に6回に分けて交付決定され、振興会は基金を追加造成した。

3. 基金に係る公募及び審査について

令和6年度の基金に係る「基盤研究（B）」、「基盤研究（C）」、「挑戦的研究（開拓）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」の公募及び審査を以下のとおり実施した。

審査は、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定。以下「規程」という。）（資料4）（※2）に基づき、ピアレビューの形式により実施した。

(1) 基盤研究 (B)

公募期間	令和5年7月14日～令和5年9月19日
審査委員	1, 749名
審査方式	2段階書面審査※3
審査期間	令和5年10月中旬～令和6年1月下旬

(2) 基盤研究 (C)

公募期間	令和5年7月14日～令和5年9月19日
審査委員	2, 488名
審査方式	2段階書面審査※3
審査期間	令和5年10月中旬～令和6年1月下旬

(3) 挑戦的研究 (開拓)

公募期間	令和5年7月14日～令和5年9月19日
審査委員	508名※4
審査方式	総合審査(書面審査及び合議審査)※5
審査期間	令和5年10月下旬～令和6年5月上旬

(4) 挑戦的研究 (萌芽)

公募期間	令和5年7月14日～令和5年9月19日
審査委員	508名※4
審査方式	2段階書面審査※3
審査期間	令和5年10月下旬～令和6年5月下旬

(5) 若手研究

公募期間	令和5年7月14日～令和5年9月19日
審査委員	1, 380名
審査方式	2段階書面審査※3
審査期間	令和5年10月中旬～令和6年1月下旬

(6) 研究活動スタート支援

公募期間	令和6年3月1日～令和6年5月9日
審査委員	252名
審査方式	書面審査
審査期間	令和6年5月下旬～令和6年6月下旬

(7) 国際共同研究加速基金 (国際先導研究)

公募期間	令和6年1月11日～令和6年3月13日
審査委員	40名
審査方式	総合審査(書面審査及び合議審査)※5

審査期間	令和6年4月上旬～令和6年11月上旬
------	--------------------

(8) 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

公募期間	令和6年7月16日～令和6年9月18日
審査委員	112名
審査方式	総合審査（書面審査及び合議審査）※5
審査期間	令和6年10月上旬～令和7年1月下旬

(9) 国際共同研究加速基金（海外連携研究）

公募期間	令和6年3月1日～令和6年5月9日
審査委員	426名
審査方式	2段階書面審査※3
審査期間	令和6年5月下旬～令和6年8月上旬

(10) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

公募期間	令和6年7月16日～令和6年9月18日
審査委員	81名
審査方式	総合審査（書面審査及び合議審査）※5
審査期間	令和6年10月上旬～令和7年2月上旬

なお、「特別研究員奨励費」については、令和5年3月17日～令和5年6月7日に応募書類の受付を行い、規程に基づき、科学研究費委員会において、特別研究員等審査会で付された意見を参考とした審査を実施した。

また、文部科学省が公募を行った「特別研究促進費」（※6）については、年間を通じて応募書類の受付を行った。

以上の結果、89,811件の応募書類を受け付け、学術研究助成基金助成金（基金から支出する研究費をいう。以下「助成金」という。）を交付する研究課題として26,780件の採択を行った。

また、振興会における審査委員の選考については、専門的見地から適切な審査委員を選考するため、審査委員候補者データベース（登録者数約159,000名）を活用し、振興会に設置された学術システム研究センターの研究員が前年度の審査結果を検証した上で実施した。

※2 規程については、令和6年度には令和6年6月17日、令和6年7月18日及び令和7年2月26日にそれぞれ改正されているところ、令和7年2月26日の改正を反映したものを資料4として掲載している。

※3 同一の審査委員が1段階目の書面審査及び2段階目の書面審査を行った。

※4 「挑戦的研究（開拓）」及び「挑戦的研究（萌芽）」については、同一の審査委員が当該種目の審査を行った。

※5 同一の審査委員が書面審査及び合議審査による総合審査を行った。

※6 「特別研究促進費」については、緊急かつ重要な研究課題の発生に対応して、特に研究費の配分を行う必要がある場合に、機動的な対応が十分期待できる研究課題に対して研究費を助成する研究種目であるため、年間を通して応募書類を受け付けており、都度採択の可否を審議の上、交付を行っている。

4. 助成金の交付状況について

以下に示す表のうち、「交付決定額」は、複数年度にわたる研究期間全体の研究費総額であり、「令和6年度助成金交付額」は、当該年度分として交付した金額である。また、四捨五入の関係上、内訳の計と合計が一致しないことがある。

(1) 平成26年度採択課題の状況

研究種目	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額
基盤研究（C） （期間3～5年）	1件	494万円	—
若手研究（B） （期間2～4年）	1件	377万円	—
計	2件	871万円	—

(2) 平成27年度採択課題の状況

研究種目	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額
基盤研究（C） （期間3～5年）	1件	481万円	—
若手研究（B） （期間2～4年）	4件	1,261万円	—
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化） （期間3年以内）	1件	819万円	—
計	6件	2,561万円	—

(3) 平成28年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額
-------	----	-------	-----------------

基盤研究（C） （期間3～5年）	1 件	429 万円	—
若手研究（B） （期間2～4年）	3 件	962 万円	—
計	4 件	1,391 万円	—

（４）平成２９年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和６年度 助成金交付額
基盤研究（C） （期間3～5年）	58 件	2 億 4,607 万円	—
挑戦的研究（萌芽） （期間2～3年）	1 件	650 万円	26 万円
若手研究（B） （期間2～4年）	22 件	9,204 万円	46 万円
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化） （期間3年以内）	2 件	2,665 万円	—
計	83 件	3 億 7,125 万円	71 万円

（５）平成３０年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和６年度 助成金交付額
基盤研究（C） （期間3～5年）	407 件	16 億 2,634 万円	98 万円
挑戦的研究（萌芽） （期間2～3年）	1 件	637 万円	—
若手研究 （期間2～4年）	214 件	7 億 8,756 万円	903 万円
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化（A）） （期間3年以内）	42 件	5 億 5,731 万円	—
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化（B）） （期間3～6年）	48 件	8 億 4,526 万円	—

国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) (期間3年以内)	3 件	1 億 2, 870 万円	—
特設分野研究基金 (基盤研究 (B)) (期間3～5年)	2 件	3, 627 万円	—
計	717 件	39 億 8, 781 万円	1, 001 万円

(6) 令和元年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額
基盤研究 (C) (期間3～5年)	1, 951 件	75 億 1, 573 万円	637 万円
挑戦的研究 (萌芽) (期間2～3年)	71 件	4 億 2, 464 万円	—
若手研究 (期間2～4年)	992 件	36 億 1, 806 万円	4, 467 万円
研究活動スタート支援 (期間1～2年)	19 件	5, 187 万円	361 万円
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A)) (期間3年以内)	69 件	9 億 2, 651 万円	—
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B)) (期間3～6年)	117 件	20 億 6, 947 万円	6, 682 万円
国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) (期間3年以内)	5 件	2 億 7, 560 万円	—
特設分野研究基金 (基盤研究 (B)) (期間3～5年)	5 件	8, 424 万円	—
計	3, 229 件	149 億 6, 611 万円	1 億 2, 147 万円

(7) 令和2年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額 ※7
-------	----	-------	-----------------------

基盤研究（C） （期間3～5年）	4,000 件	154 億 6,633 万円	3 億 9,666 万円
挑戦的研究（開拓） （期間3～6年）	91 件	20 億 1,547 万円	8,632 万円
挑戦的研究（萌芽） （期間2～3年）	143 件	8 億 5,704 万円	325 万円
若手研究 （期間2～4年）	1,953 件	70 億 2,583 万円	7,922 万円
研究活動スタート支援 （期間1～2年）	124 件	3 億 1,434 万円	702 万円
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化（A）） （期間3年以内）	85 件	10 億 7,094 万円	594 万円
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化（B）） （期間3～6年）	172 件	31 億 1,813 万円	2 億 7,485 万円
国際共同研究加速基金 （帰国発展研究） （期間3年以内）	7 件	3 億 8,181 万円	2,158 万円
計	6,575 件	302 億 4,988 万円	8 億 7,484 万円

※7 「令和6年度助成金交付額」から廃止等による返還（91万円）を除いた額が令和2年度採択課題分の助成総額となっている。

（8）令和3年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額 ※8
基盤研究（C） （期間3～5年）	6,749 件	252 億 6,349 万円	18 億 4,257 万円
挑戦的研究（開拓） （期間3～6年）	122 件	31 億 687 万円	4 億 9,764 万円
挑戦的研究（萌芽） （期間2～3年）	366 件	22 億 3,129 万円	130 万円
若手研究 （期間2～4年）	2,461 件	101 億 5,012 万円	9 億 5,701 万円
研究活動スタート支援 （期間1～2年）	231 件	6 億 3,345 万円	358 万円

国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A)) (期間3年以内)	90 件	12 億 4,956 万円	1,560 万円
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B)) (期間3～6年)	179 件	33 億 2,022 万円	6 億 7,002 万円
国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) (期間3年以内)	6 件	3 億 4,138 万円	6,971 万円
計	10,204 件	462 億 9,638 万円	40 億 5,743 万円

※8 「令和6年度助成金交付額」から廃止等による返還(1,280万円)を除いた額が令和3年度採択課題分の助成総額となっている。

(9) 令和4年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額 ※9
基盤研究 (C) (期間3～5年)	12,650 件	486 億 3,035 万円	123 億 2,961 万円
挑戦的研究 (開拓) (期間3～6年)	176 件	45 億 314 万円	10 億 7,184 万円
挑戦的研究 (萌芽) (期間2～3年)	953 件	59 億 6,615 万円	13 億 3,132 万円
若手研究 (期間2～5年)	4,184 件	174 億 6,256 万円	38 億 1,698 万円
研究活動スタート支援 (期間1～2年)	492 件	12 億 8,612 万円	510 万円
特別研究員奨励費 (期間2～3年以内)	1,293 件	31 億 8,409 万円	13 億 1,899 万円
国際共同研究加速基金 (国際先導研究) (期間7年)	15 件	103 億 2,252 万円	15 億 8,213 万円
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A)) (期間3年以内)	107 件	15 億 6,046 万円	3,094 万円
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B)) (期間3～6年)	179 件	35 億 2,079 万円	9 億 4,713 万円

国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) (期間3年以内)	14 件	8 億 3,512 万円	2 億 3,504 万円
計	20,063 件	972 億 7,131 万円	226 億 6,906 万円

※9 「令和6年度助成金交付額」から廃止等による返還(7,018万円)を除いた額が令和4年度採択課題分の助成総額となっている。

(10) 令和5年度採択課題の状況

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額 ※10
基盤研究(B) (期間3～5年)	8,296 件	602 億 9,934 万円	346 億 3,341 万円
基盤研究(C) (期間3～5年)	11,859 件	516 億 6,070 万円	154 億 2,296 万円
挑戦的研究(開拓) (期間3～6年)	170 件	43 億 6,060 万円	12 億 2,339 万円
挑戦的研究(萌芽) (期間2～3年)	1,108 件	70 億 2,359 万円	27 億 9,920 万円
若手研究 (期間2～5年)	5,075 件	217 億 1,047 万円	69 億 193 万円
研究活動スタート支援 (期間1～2年)	1,388 件	36 億 1,412 万円	17 億 7,007 万円
特別研究員奨励費 (期間2～3年以内)	2,297 件	68 億 9,495 万円	25 億 5,295 万円
国際共同研究加速基金 (国際先導研究) (期間7年)	12 件	82 億 4,239 万円	12 億 7,478 万円
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化) (期間3年以内)	97 件	14 億 1,083 万円	13 億 5,844 万円
国際共同研究加速基金 (海外連携研究) (期間3～6年)	205 件	42 億 4,905 万円	12 億 3,253 万円
国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) ※11 (期間3年以内)	10 件	5 億 2,104 万円	7,878 万円

特別研究促進費 (期間1～2年)	1 件	7,306 万円	2,665 万円
計	30,518 件	1,700 億 6,013 万円	692 億 7,508 万円

※10 「令和6年度助成金交付額」から廃止等による返還(2億4,110万円)を除いた額が令和5年度採択課題分の助成総額となっている。

※11 「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については令和7年4月30日までに随時交付申請できるため、交付決定がされていない課題についても「件数」及び「交付決定額」欄に計上している。

(11) 令和6年度採択課題の状況

「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領」(平成23年4月28日規程第19号。以下「取扱要領」という。)

(資料3)第8条に基づき、「基盤研究(B)」、「基盤研究(C)」、「若手研究」、「挑戦的研究(開拓)」、「挑戦的研究(萌芽)」、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」及び「国際共同研究加速基金(海外連携研究)」について、研究者に対して助成金の交付予定額を通知した(※12)。

その後、研究者からの交付申請に基づき、交付決定(留保課題については交付申請が行われた際に随時)を行い、令和6年度に必要とされる助成金を交付した(※13)。

「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」については令和7年2月25日付け、「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」については令和7年2月26日付けで研究者に対して助成金の交付予定額を通知した。

その後、研究者からの交付申請に基づき、随時交付決定を行い、令和6年度に必要とされる助成金を交付した。

※12 「基盤研究(B)」、「基盤研究(C)」及び「若手研究」については令和6年4月1日付け、「挑戦的研究(開拓)」及び「挑戦的研究(萌芽)」については令和6年6月28日付け、「研究活動スタート支援」については令和6年7月31日付け、「特別研究員奨励費」については令和6年4月1日、令和6年4月23日、令和6年7月1日、令和6年7月26日、令和6年10月1日、令和6年11月15日又は令和7年1月1日付け、「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」については令和6年11月15日付け、「国際共同研究加速基金(海外連携研究)」については令和6年9月9日付けで、それぞれ交付予定額を通知した。

※13 「基盤研究(B)」、「基盤研究(C)」及び「若手研究」については令和6年6月12日付け、「挑戦的研究(開拓)」及び「挑戦的研究(萌芽)」については令和6年8月23日付け、「研究活動スタート支援」については令和6年9月11日付け、「特別研究員奨励費」については令和6年6月28日、令和6年8月7日、令和6年9月6日、令和6年11月12日、令和6年12月20日又

は令和7年2月12日付け、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」については令和6年12月13日付け、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」については令和6年11月8日付けで、それぞれ交付決定を行った。

研究種目等	件数	交付決定額	令和6年度 助成金交付額 ※14
基盤研究（B） （期間3～5年）	3,320件	595億3,422万円	219億207万円
基盤研究（C） （期間3～5年）	12,465件	536億9,615万円	208億7,397万円
挑戦的研究（開拓） （期間3～6年）	168件	42億7,822万円	15億1,950万円
挑戦的研究（萌芽） （期間2～3年）	1,072件	68億29万円	31億8,088万円
若手研究 （期間2～5年）	5,165件	224億6,566万円	97億687万円
研究活動スタート支援 （期間1～2年）	1,515件	39億5,344万円	21億195万円
特別研究員奨励費 （期間2～3年以内）	2,450件	64億1,310万円	33億8,667万円
国際共同研究加速基金 （国際先導研究） （期間7年）	5件	34億4,136万円	2億8,249万円
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化）※15 （期間3年以内）	97件	13億8,450万円	9,776万円
国際共同研究加速基金 （海外連携研究） （期間3～6年）	208件	42億9,923万円	8億1,133万円
国際共同研究加速基金 （帰国発展研究）※15 （期間3年以内）	12件	6億4,883万円	—
計	26,477件	1,669億1,500万円	638億6,347万円

※14 「令和6年度助成金交付額」から廃止等による返還（1億5,358万円）を除いた額が令和6年度採択課題分の助成総額となっている。

※15 「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」については令和8年3月31日までに、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については令和8年4月30日までに随時交付申請できるため、交付決定がされていない課題についても「件数」及び「交付決定額」欄に計上している。

5. 額の確定について

令和5年度中に補助事業等を廃止し、又は完了した課題については、振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条及び取扱要領第15条に基づいて実績報告書の提出を受け、同法第15条及び取扱要領第16条に基づいて助成金の額の確定を行った。

6. 経費執行、研究費の受給及び研究活動に係る不適切な事案への対応について

経費執行、研究費の受給及び研究活動に係る不適切な事案が疑われる研究課題については、研究機関における調査の段階から、調査が適切に実施されるよう、振興会が必要に応じて指示を行い、不適切な事案が認定された後には交付決定の取消し、助成金の返還命令等の措置を行った上で、再発防止策の確実かつ継続的な実施を求める等、調査結果を踏まえて適切に対応した。

<令和6年度の対応状況>

採択年度	事案の内容	件数
平成24年度	研究活動に係る不適切な事案	1件
平成25年度	経費執行に係る不適切な事案	1件
平成26年度	研究活動に係る不適切な事案	1件
平成27年度	経費執行に係る不適切な事案	1件
	研究費の受給に係る不適切な事案	1件
	研究活動に係る不適切な事案	1件
平成28年度	経費執行に係る不適切な事案	2件
平成29年度	経費執行に係る不適切な事案	2件
平成30年度	経費執行に係る不適切な事案	1件
令和元年度	研究活動に係る不適切な事案	1件
令和2年度	経費執行に係る不適切な事案	2件
	研究活動に係る不適切な事案	1件
令和3年度	研究活動に係る不適切な事案	1件
令和4年度	経費執行に係る不適切な事案	1件

令和5年度	経費執行に係る不適切な事案	1件
-------	---------------	----

7. 基金の管理体制等について

基金の管理については、科研費事業を実施する研究事業部研究助成企画課、研究助成第一課、研究助成第二課及び研究助成第三課において基金の管理から執行までを一元的に把握して適切な執行管理を行うとともに、総務部会計課において基金の運用を行った。

会計課では、振興会法第18条第3項並びに「独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程」（平成23年4月28日規程第26号）（資料5）及び「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項」（平成21年11月27日理事長裁定）（資料6）にのっとり、安全性の確保を最優先に、流動性の確保や収益性の向上にも留意した基金の運用を行った。令和6年度は、運用利益約3億1,792万円を同条第2項の規定により基金に繰り入れた。

また、研究事業部研究助成企画課、研究助成第一課、研究助成第二課及び研究助成第三課では、助成金における令和6年度交付業務、令和6年度及び令和7年度公募業務並びに令和6年度及び令和7年度審査業務のほか、これら業務の管理システムの改修等を令和6年度に実施した。

< 基金の経理状況 >

(単位:円)

年 度		前年度合計 ※16	令和6年度	合計
学術研究助成基金補助金受入額		1,340,801,421,000	166,295,757,000	1,507,097,178,000
学術研究助成基金執行額(a-b)		1,144,100,738,994	159,422,228,723	1,303,522,967,717
支 出	助成総額	1,146,400,698,260	160,393,495,377	1,306,794,193,637
	管理費	6,698,612,911	1,279,000,000	7,977,612,911
	小計(a)	1,153,099,311,171	161,672,495,377	1,314,771,806,548
収 入	利息	659,434,159	317,921,713	977,355,872
	雑収入 ※17	8,339,138,018	1,932,344,941	10,271,482,959
	小計(b)	8,998,572,177	2,250,266,654	11,248,838,831
学術研究助成基金残額		196,700,682,006	203,574,210,283	—
うち国費相当額		196,700,682,006	203,574,210,283	—

※16 「前年度合計」欄の、「学術研究助成基金補助金受入額」及び「学術研究助成基金執行額」は「令和5年度学術研究助成業務に関する報告書」における「7. 基金の管理体制等について」<基金の経理状況>の「合計」欄の金額、「学術研究助成基金残額」は「令和5年度学術研究助成業務に関する報告書」における「7. 基金の管理体制等について」<基金の経理状況>の「令和5年度」欄の金額である。

※17 雑収入は、過年度に交付した助成金の返還金、加算金並びに返還金及び加算金

の支払期限遅延による延滞金である。

8. 保有割合について

基金の年度末残高については、全て次年度以降の基金による助成事業のために活用されることとなるため、令和6年度末時点での保有割合は「1」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

(令和6年度末基金残高) ÷

(基金による助成事業に必要となる補助・補てん額及び管理費)

9. 基金による助成事業の目標に対する達成状況について

基金を活用することにより、会計年度にとらわれない物品調達や研究の進展に合わせた研究費の前倒し又は次年度使用を可能とし、研究費の効果的・効率的な執行を図るなど、研究者の自由な発想に基づく学術研究の振興にふさわしい仕組みを整備している。

例えば、令和5年度から令和6年度に継続して実施した研究課題のうち、およそ9割に当たる5万4,722件(次年度使用額約448億7,204万円)が事前の経路を経ることなく研究費を次年度に使用することができる仕組みを活用しており、加えて、令和6年度には1,609件(前倒し交付額約15億8,230万円)の研究課題が前倒し使用制度を活用していることから、研究者のニーズに応じ、弾力的かつ有効に研究費が執行されていることが分かる。

また、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会による第3期中期目標期間の実績評価において、科研費事業については、基金の管理及び運用に関して、「研究者の研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に研究費を使用できるよう対応している」、第4期中期目標期間の実績評価においても「平成23年度から始まった一部種目の基金化が、この中期目標期間に「研究活動スタート支援」、「挑戦的研究(開拓)」などに拡張され、また創設された「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」にも適用されたことは極めて有効な措置である」との高い評価を得ている。

以上のことから、基金により整備している仕組みが、学術研究の振興に寄与しているものと言える。

II. 參考資料

学術研究助成基金補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 28 日

文 部 科 学 大 臣 決 定

改正 平成 27 年 3 月 31 日

改正 令和 2 年 12 月 18 日

(通則)

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「法」という。）
第 18 条第 4 項の規定に基づく学術研究助成基金補助金（以下「補助金」という。）
の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）
及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255
号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、
法第 15 条第 1 号に基づき振興会が行う学術研究の助成及びこれに附帯する業務を実
施するための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、振興会が法第 18 条第 1 項に規定する学術研究助成基金（以下
「基金」という。）の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助
の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象
経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨
てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	振興会の基金の造成に要する経費

(申請手続等)

第 5 条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式(1)による交付申
請書を文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

- 2 振興会は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、あらかじめ、別紙様式(2)の基金により行う助成事業（以下「助成事業」という。）の計画書を大臣に提出し、承認を得なければならない。

（交付決定の通知）

第6条 大臣は、前条及び第8条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、別紙様式(3)による交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 振興会は、助成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
 - ① 基金の名称
 - ② 基金の額
 - ③ 上記②のうち国費相当額
 - ④ 助成事業の概要
 - ⑤ 助成事業の目標
 - ⑥ 助成事業の採択に当たっての応募方法、応募期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、法第18条第1項に定める基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
- 六 助成事業については、大臣が財務大臣と協議して定める基本方針に基づいて行わなければならない。
- 七 研究者からの振興会への申請その他この助成事業に関する細目は、振興会において定める取扱要領によるものとする。振興会は、取扱要領を定めるに当たっては、大臣に協議するものとする。
- 八 振興会は、法第21条第1項の規定に基づき、基金により行う学術研究助成業務の収支の状況等について、次の事項を記載した報告書を毎年度作成し、大臣に提出しなければならない。
 - ① 基金の額(年度末残高及び国費相当額)
 - ② 学術研究助成業務に係る収入・支出及びその内訳
 - ③ 助成事業の交付決定件数・交付決定額

- ④ 保有割合
- ⑤ 保有割合の算定根拠
- ⑥ 助成事業の目標に対する達成度

九 振興会は、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、研究者から報告を受け又は実地に調査し、若しくは指導するものとし、その結果を大臣に報告するものとする。また、基金から交付した助成金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。

十 振興会は、基金により行う助成に係る審査、評価及び分析を行う事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

十一 振興会は、基金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。取得財産等を処分することにより、相当の利益があった場合には、基金に充てるものとする。

十二 振興会が、基金による事業の成果により相当の利益を得た場合には、基金に充てるものとする。

十三 取崩見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、文部科学大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

十四 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（変更申請手続）

第8条 振興会は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式(4)による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（調査及び報告等）

第9条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、振興会に対して報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 振興会は、事業が完了した日から30日を経過した日（事業の廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日）又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式(5)

による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知するものとする。

2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 12 条 大臣は、事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 振興会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 振興会が補助金を事業以外の用途に使用した場合

三 振興会が事業に関し不正、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情により、事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿関係書類等の整備)

第 13 条 振興会は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入

及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年 3 月 31 日から施行し、施行日以前に交付された補助金により造成した基金についても適用する。

附則

この要綱は令和 3 年 1 月 1 日から施行し、施行日以前に交付された補助金により造成した基金についても適用する。

学術研究助成基金の運用基本方針

平成 23 年 4 月 28 日

文 部 科 学 大 臣 決 定

改正 平成 24 年 4 月 12 日

改正 平成 27 年 4 月 9 日

改正 平成 29 年 3 月 29 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日

改正 平成 31 年 3 月 25 日

改正 令和 2 年 3 月 30 日

改正 令和 5 年 3 月 2 日

改正 令和 6 年 2 月 21 日

独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づいて独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に造成された学術研究助成基金（以下「基金」という。）を適切に運用するため、同項の規定に基づき、学術研究助成基金の運用基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1. 目 的：

研究者の自由な発想に基づく学術研究の振興にふさわしい仕組みを整備するため、研究費の複数年にわたる使用を可能とし、研究費の効果的・効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 総 則：

- (1) 基金により行う助成事業は、「科学研究費助成事業（科研費事業）」を構成する事業として、文部科学省及び振興会が行う科学研究費補助金事業と一体的に運用するものとする。
- (2) 学術研究助成基金助成金（基金から支出する研究費をいう。以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、法第 17 条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定及び基本方針に適合するよう策定されなければならない。

3. 助成金の交付の対象：

- (1) 助成金の交付は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある

研究を含む。)であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者(振興会特別研究員を含む。)が一人で行う事業又は二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業(研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。)を対象とするものとする。

(2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が指示した「独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)」Ⅲ1(1)に定める学術研究助成基金事業は、前項の要件を満たす研究事業のうち、それぞれ以下の各号に該当する事業をいうものとする。

- ① 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画に基づいて行う、応募総額が500万円以下の研究事業(平成23年度以降に新たに採択されるものに限る。)(「基盤研究(C)」)
- ② 研究計画の初年度の4月1日の時点で39歳以下の研究者が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が500万円以下の研究事業(平成23年度から平成29年度までに採択されたものに限る。)(「若手研究(B)」)
- ③ 国際社会における我が国の学術研究の存在感を向上させるための国際共同研究や海外ネットワークの形成の促進に資する研究事業(平成27年度以降に新たに採択されるものに限る。)(「国際共同研究加速基金」)
- ④ 分野融合的研究を引き出す新しい審査方式の先導的な試行である特設分野研究に係る研究事業(平成27年度以降に新たに採択されるものに限る。)(「特設分野研究基金」)
- ⑤ 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究事業のうち、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の応募総額が500万円以下の研究事業(平成29年度以降に新たに採択されるものに限る。)(「挑戦的研究(萌芽)」)
- ⑥ 緊急かつ重要な研究事業(平成29年度以降に新たに採択されるものに限る。)(「特別研究促進費」)
- ⑦ 研究計画の初年度の4月1日の時点で博士の学位を取得後8年未満の研究者(これに準ずる者として振興会が定める者を含む。)が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が500万円以下の研究事業(平成30年度以降に新たに採択されるものに限る。)(「若手研究」)
- ⑧ 研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後の休暇を終え、若しくは未

就学児を養育していた研究者が一人で行う研究事業であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が 300 万円以下（研究期間が 1 年の場合は 150 万円以下）の研究事業（平成 31 年度以降に新たに採択されるもの及び平成 30 年度までに新たに採択されたもののうち平成 31 年度以降の助成に限る。）（「研究活動スタート支援」）

- ⑨ 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する応募総額が 500 万円以上 2,000 万円以下の研究事業（令和 2 年度以降に新たに採択されるもの及び令和元年度までに新たに採択されたもののうち令和 2 年度以降の助成に限る。）（「挑戦的研究（開拓）」）
- ⑩ 振興会特別研究員が一人で行う、又は振興会外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う研究事業（令和 5 年度以降の助成に限る。）（「特別研究員奨励費」）
- ⑪ 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以上 2,000 万円以下の研究事業（令和 6 年度以降に新たに採択されるもの及び令和 5 年度までに新たに採択されたもののうち令和 6 年度以降の助成に限る。）（「基盤研究（B）」）

4. 助成金の費目間流用：

助成金により行う事業（以下「補助事業」という。）における費目間の流用は、交付決定を受けた直接経費の総額の 50%の範囲内（総額の 50%の額が 300 万円以下の場合は、300 万円までの範囲内）であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができる。この範囲を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。

5. 助成金の適切な管理及び執行：

- (1) 助成金の執行は、振興会及び助成金の交付を受ける研究者（以下「研究者」という。）の所属する研究機関が定める規程等に基づいて行う。振興会及び各研究機関は、研究者が助成金を柔軟に使用できるようにするとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定め適切に管理することとする。
- (2) 補助事業の期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末及び年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように努め、弾力的な経費の執行を可能とする。
- (3) 各年度の助成金において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最

終年度を除き、事前の手続を経ることなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、研究者は各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。

- (4) 補助事業において、助成金の不正な使用等が認められた場合又は研究活動の不正行為（捏造、改ざん又は盗用）が認められた場合には、「競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより、厳正に対処することとする。

6. 交付決定及び助成金の支払い：

- (1) 振興会が助成金を配分する際には、複数年にわたる研究期間全体についての交付決定を行うものとする。
- (2) 助成金は、研究の進捗に応じて、研究者の行う支払請求により各年度の始まるときに支払われるほか、研究の遂行上必要な場合においては、交付決定の総額の範囲内で、年度途中の追加支払いを受けることを可能とする。

7. 実施状況報告書の提出：

研究者は、最終年度を除く各年度終了後 2 か月以内に事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

8. 法律に基づく額の確定：

研究者は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の審査等については、7. により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

9. 見直し：

文部科学大臣は、基金の運用開始 5 年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

10. 協議：

基本方針に定める内容を変更しようとする場合においては、文部科学大臣はその内容について、財務大臣に協議するものとする。

11. その他：

基本方針に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、これと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。

附則

この決定は、平成 24 年 4 月 12 日から施行し、改正後の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この決定は、平成 27 年 4 月 9 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この決定は、平成 29 年 3 月 29 日から施行し、改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則 （平成 30 年 3 月 30 日）

この決定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 31 年 3 月 25 日）

この決定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （令和 2 年 3 月 30 日）

この決定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （令和 5 年 3 月 2 日）

この決定は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。

附則 （令和 6 年 2 月 21 日）

1 この決定は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。

2 この決定の施行の日から令和 6 年度予算の成立の日までの間における 3. (2) ⑪の規定の適用については、同号中「令和 6 年度以降に新たに採択されるもの及び令和 5 年度」とあるのは、「令和 5 年度」とする。

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領
(平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号)

改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号
改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号
改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号
改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号
改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 66 号
改正 令和 元年 6 月 6 日規程第 16 号
改正 令和 元年 9 月 5 日規程第 19 号
改正 令和 2 年 3 月 30 日規程第 4 号
改正 令和 3 年 3 月 25 日規程第 7 号
改正 令和 4 年 3 月 18 日規程第 7 号
改正 令和 5 年 3 月 2 日規程第 2 号
改正 令和 6 年 3 月 27 日規程第 4 号
改正 令和 7 年 2 月 27 日規程第 5 号

(通則)

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年 4 月28日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）第 7 条第 7 号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的研究（開拓）、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（B）、若手研究、研究活動スタート支援）

- 二 特設分野研究基金
 - 三 国際共同研究加速基金（国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、帰国発展研究）
 - 四 特別研究促進費
 - 五 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって次の第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第 1 号及び前 2 号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 5 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

（助成金の交付の対象）

- 第 4 条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。
- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を 1 年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、振興会が別に定めるところにより、産前産後の休暇若しくは育児休業を取得する場合又は振興会特別研究員が採用期間を中断す

る場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

(助成金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
 - 五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
- 一 特定給付金の不正使用を行った者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者
- 4 前条1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

(助成金の交付申請者)

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

(計画調書)

第7条 助成金(特別研究促進費を除く。以下次条から第9条までにおいて同じ。)の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 特別研究促進費の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 振興会は、文部科学省からの通知により特別研究促進費の助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

第9条 前条第1項により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認

を得なければならないこと

三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第14条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後2か月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第15条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第14条第2項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

第17条 補助事業を遂行している者は、第5条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続

を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第 18 条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(電磁的方法による通知)

第 19 条 振興会は、助成金に係る通知を電磁的方法をもって行うことができる。

2 前項の通知は、研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、当該通知を受けるべき研究機関又は研究者に到達したものとみなす。

(電子申請等)

第 20 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 22 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 21 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項

二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法による提出)

第 22 条 電磁的方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興

会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに振興会に到達したものとみなす。

（帳簿関係書類等の整理）

第 23 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しておかなければならない。

（経理の調査）

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（補助事業の状況の調査）

第 25 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

（研究経過及び研究成果の公表）

第 26 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

- 2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

（設備等の寄付）

第 27 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関（振興会特別研究員にあつては、所属又は研究に従事する研究機関）のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 3 振興会特別研究員は、第 1 項の規定にかかわらず、その資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

（その他）

第 28 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 28 年規程第 50 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。
- 2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く助成金」とする。
- 4 第 3 条第 8 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成 29 年規程第 12 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 4 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 66 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和元年規程第 16 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和元年規程第 19 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年規程第 4 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 4 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（令和３年規程第７号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附則（令和４年規程第７号）

この規程は、令和４年３月１８日から施行する。

附則（令和５年規程第２号）

この規程は、令和５年３月６日から施行する。

附則（令和６年規程第４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附則（令和７年規程第５号）

この規程は、令和７年２月２８日から施行する。

科学研究費助成事業における
審査及び評価に関する規程

独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会

〔 目 次 〕

第 1 章 総則	1
第 2 章 審査（事前評価）	5
第 3 章 研究進捗評価	29
第 4 章 中間評価	34
第 5 章 事後評価	42
＜別添＞	
・別添 1 科学研究費委員会組織図	46
・別添 2 科学研究費助成事業配分方式	47
・別添 3 基盤研究(S)の書面審査における評価基準等	48
・別添 4 基盤研究(A)（応募区分「一般」）の書面審査における評価基準等	52
・別添 5 基盤研究(B・C)（応募区分「一般」）の書面審査における評価基準等	56
・別添 6 若手研究の書面審査における評価基準等	61
・別添 7 研究活動スタート支援の書面審査における評価基準等	66
・別添 8 挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評価基準等	70
・別添 9 奨励研究の書面審査における評価基準等	81
・別添 10 研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等	85
・別添 11 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス ～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の書面審査における評価基準等	90
・別添 12 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等	93
・別添 13 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の書面審査における評価基準	97
・別添 14 国際共同研究加速基金（海外連携研究）の書面審査における評価基準	101
・別添 15 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準	108
・別添 16 国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査における評価基準等	112
・別添 17 競争的研究費の適正な執行に関する指針	116

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程

平成29年8月28日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 令和7年2月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、科学研究費委員会(以下「委員会」という。)(別添1)において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価(以下「評価」という。)に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費(研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。)
 - (1) 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費(研究成果公开发表(研究成果公开发表(B)のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」(以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。)を除く)、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の成果公開の代表者
 - (3) 研究成果公開促進費(研究成果公开发表(B)のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長(以下「実施代表者等」という。))
 - (4) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (5) 国際共同研究加速基金の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野が近い者をいう。
- 六 海外レビュー 国際共同研究加速基金(国際先導研究)の審査において海外レビューを行う海外の研究機関に所属する研究者をいう。
- 七 評価協力者 基盤研究(S)の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野が近い者をいう。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査(事前評価)

(1)「総合審査」

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。

なお、特別推進研究、基盤研究(S)及び国際先導研究に係る補助金及び基金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書(国際先導研究においては、審査意見書及び海外レビューの結果)を活用する。

(2)「2段階書面審査」

各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

二 研究進捗評価

三 中間評価

四 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価) 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者、海外レビュー及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を外部に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
 - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
 - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
 - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
 - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
 - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)

七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び外部に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、成果公開の代表者又は成果公開の代表者の所属する学術団体等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- (3) 評価者等が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（評価結果の開示等）

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

(1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。

(2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添17「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（令和3年12月改正）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）を参考に研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3) 研究代表者が研究分担者ととともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。

(4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

(5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。

(6) 研究課題及び成果公開の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。

(7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

(8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（応募区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）

① 研究課題の選定方針

- ア 新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- イ 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- ウ 平成30年度助成以降に特別推進研究の研究課題に採択されたことがある研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。
- エ 応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
- オ 研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- カ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となった継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。なお、真に必要な場合は7年まで可能とする。

③ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

④ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- イ 応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査により決定する。

(2) 科学研究費（基盤研究、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的研究）

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法

基盤研究、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的研究については、各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業配分方式」（以下「配分方式」という。）により算出した額とする。なお、他の審査区分と合同で審査（以下「合同審査」という。）を行うこととされている審査区分については、合同審査を行う単位を審査区分と読み替える。

イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、文部科学省から示される内容に基づき必要な調整を行う。

- a 人文学、社会科学の研究の振興のための調整

- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c 国際性(将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等)の評価が高い若手研究者等に対する研究助成の充実を図るための調整
- d その他必要が認められる調整

ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題(挑戦的研究を除く)の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては1段階目の書面審査において査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

エ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、科学研究費補助金を交付する研究種目にあっては、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

オ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうかな」を判断する際の参考とする。
- b 応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により決定する。

② 個別事項

ア 基盤研究(S)

- a 独創的、先駆的な研究を格段に発展させる、一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、原則として5年とする。
- c 同一の研究代表者の基盤研究(S)の応募研究課題と基盤研究(A)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

イ 基盤研究(A)(B)(C)

応募区分「一般」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- (ウ) 同一の研究代表者の基盤研究(A)の応募研究課題と基盤研究(S)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。
- (エ) 令和2年度以降、「基盤研究(C)」の研究代表者として新規に採択された者のうち、

大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者(産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く。)であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、研究代表者の研究機関の移動状況を確認するとともに、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

(オ) 研究費の配分に当たっては、国際性(将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等)の評価が高い研究課題について応募研究課題の応募額を尊重して配分額を決定する。

ウ 若手研究

- a 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者(新規応募研究課題の開始年度の4月1日までに博士の学位を取得見込の者及び博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む)が一人で行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、2年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- c 平成30年度以降、「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者(産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く。)であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、研究代表者の研究機関の移動状況を確認するとともに、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

エ 研究活動スタート支援

- a 研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後の休暇を終え、若しくは未就学児を養育していた研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、2年以内とする。
- c 産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していたため、文部科学省及び日本学術振興会が前年に公募を行った研究種目に応募できなかった者の応募研究課題については、審査の際に配慮を行う。

オ 挑戦的研究

- a 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究課題を選定する。なお、(萌芽)については、探索性の強い、あるいは芽生え期の研究課題も選定する。
- b 研究課題の研究期間は、(開拓)は3年から6年以内、(萌芽)は2年から3年以内とする。
- c 採択候補研究課題の配分予定額については、応募研究課題の応募額を最大限尊重して決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、(開拓)においては合議審査、(萌芽)においては1段階目の書面審査において査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮

すること。

(3) 科学研究費（奨励研究）

- ① 各審査区分への配分については、配分方式により算出した額を審査区分ごとの配分予定枠とするが、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。
- ② 教育・研究機関の教職員等であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が一人で行う研究で、教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等に十分配慮する。

- ③ 研究課題の研究期間は、1年とする。
- ④ 採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「経費の妥当性」の評価結果も踏まえ査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

⑤ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

イ 応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。

ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、書面審査により決定する。

(4) 研究成果公開促進費

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法（「国際情報発信強化」「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く。）

各審査区分への配分については、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した額を「配分予定枠」とするが、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。

イ 多元的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多元的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多元的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

② 「研究成果公开发表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に係る事項

経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

③ 個別事項

ア 研究成果公開發表（Ｂ）（研究成果公開發表（Ｂ）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）（Ｃ）

- a 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で、その運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。
ただし、次の(a)及び(b)に該当するものは選定しない。
 - (a) 研究成果公開發表(B)において、主催団体の会員のみを対象とするもの。
 - (b) 研究成果公開發表(C)において、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているもの。
- b 選定に当たって次の(a)及び(b)について配慮する。
 - (a) 研究成果公開發表(B)において、分野や開催地域が偏らないようにする。
 - (b) 研究成果公開發表(C)において、同一学会に集中しないようにする。
- c 事業期間は、研究成果公開發表(B)においては1年、研究成果公開發表(C)においては2年以内とする。

イ 研究成果公開發表（Ｂ）（ひらめき☆ときめきサイエンス）

- a 以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものを選定する。
 - (a) 我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を直に刺激してひらめき、ときめく心の豊かさや知的創造性を育むこと
 - (b) 科学研究費助成事業による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすい形で直に伝えること
 - (c) 上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること
- b 次の項目を全て満たすプログラムを選定する。
 - (a) 科学研究費助成事業による研究に関わる基礎的な内容をより分かりやすく伝え、科学の興味深さや面白さを体感できるようなプログラム
 - (b) 小学5・6年生、中学生及び高校生のいずれかが対象であるプログラム(対象が重複しても構わない。)
 - (c) 実施代表者等の所属する研究機関が主催するプログラム(学協会や自治体等、実施代表者等の所属する研究機関とは別の組織が主催する行事の一部として実施するプログラムは対象としない。)
- c 事業期間は、1年とする。
- d 配分額は原則として1万円単位とする。なお、応募成果公開の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
- e 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする成果公開又はアンケート調査等を行う成果公開については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- f ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)に係る成果公開については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

ウ 国際情報発信強化

- a 研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のため組織的対応体制が取ら

れ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組を選定する。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられる。

- (a) 複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組
- (b) 電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組
- (c) 独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)～(ウ)の応募区分ごとに行う。

- (ア) 「国際情報発信強化(A)」
- (イ) 「国際情報発信強化(B)」
- (ウ) 「オープンアクセス刊行支援」

- b 合議審査において、複数の学術団体等が行う取組等については、選定にあたり配慮する。
- c 成果公開の助成期間は、5年とする。

エ 学術図書

- a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的又は先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

- (a) 既に類似の成果が刊行されているもの
- (b) 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文、又は公表が義務付けられている論文(例:博士論文)を単に集成し、刊行するもの
- (c) 学術研究の成果とは言い難いもの
- (d) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
- (e) 出版社等の企画によって刊行するもの
- (f) 市販しないもの
- (g) 十分に市販性があるもの
- (h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの

- b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。
- c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のものは、慎重に審査する。
- f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

オ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

- (ア) 「データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)の全ての要件を満たすものから選定する。

- (a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。
 - ・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。
 - ・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。
 - ・国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。
 - ・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。
- (b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。
- (c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。
- (d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。
- (ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。
 「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学問的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。

(5) 特別研究員奨励費

- ① 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- ② 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(6) 国際共同研究加速基金

① 共通事項

ア 各審査区分及び審査希望分野への配分方法

各審査区分及び審査希望分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ配分方式により算出した審査区分及び審査希望分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分及び審査希望分野ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、配分方式により算出した額とする。

イ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては1段階目の書面審査において査定する。この際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

ウ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過

度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

- b 応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により決定する。

② 個別事項

ア 国際共同研究強化

- a 応募年度の7月1日現在で「基盤研究」、「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（応募年度の4月1日現在で45歳以下の者。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であって、基課題を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。
- b 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- c 渡航期間は6か月から1年を原則とするが、研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能とする。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能とする。ただし、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始するものとする。

イ 海外連携研究

- a 複数（3人から5人程度）の日本側研究者による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する研究者と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画であって、学術の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- b 研究組織に1名以上の若手研究者（開始年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者及び博士の学位取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を対象とする）が参画する研究計画を対象とする。また、若手研究者が研究代表者の場合には、1人又は2人の若手研究者で組織される研究計画も対象とする。
- c 研究計画は、海外の研究者（又は研究者グループ）との共同研究を前提とし、当該研究者グループの研究拠点である「海外の研究機関等（国外地域を含む）」に日本側研究者が直接出向き研究活動を実施するものを対象とする。
- d 研究期間は、3年から6年以内とする。

ウ 帰国発展研究

- a 応募時点において日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。

エ 国際先導研究

- a 高い研究実績と国際ネットワークを有する複数の日本側研究者及び、当該研究者数の3倍程度のポストドクター、大学院生（博士課程）による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する極めて優れた研究業績を有する研究者（海外の共同研究者）と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画であって、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出のみならず、当該学術分野の更なる国際化、研究水準の更なる高度化を図るための研究課題を選定する。

また、本研究種目を通じ、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成を

図るため、研究組織のポストドクターや大学院生(博士課程)を海外の共同研究グループへ派遣・交流(2年～3年を中心とする)する計画を盛り込んだ研究課題を選定する。

b 国際共同研究の中心的な役割を担うとともに研究者の育成を支援する研究種目であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、国際共同研究としての先進性・将来性・優位性等について審査を行う。

c 研究課題の研究期間は、原則として7年(最大10年)とする。

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 審査の進め方

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。(総合審査)

イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。

ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

ア 審査意見書の作成

a 国内の研究機関に所属する研究者への依頼

書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、意見を付す。また、当該研究課題の研究経費の内容について、意見を付すことができる。

b 海外の研究機関に所属する研究者への依頼

合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書のうち Web 入力項目(前半)及び添付ファイル項目 S-1(1)に基づき、次の要素に着目し、意見を付す。

(a) 当該研究分野の現状と動向の中で、当該研究課題の目的、内容が新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のあるものであるか。

(b) 当該研究課題は、当該研究者の着想に基づいた独創性の高い優れた研究課題であるか。

(c) 当該研究者は、当該研究課題を実行できる能力が認められるか。

イ ヒアリング研究課題の選定

a 各小委員会に属する審査委員は、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、研究計画調書及び審査意見書により、書面審査としてヒアリングの可否及び審査意見を付す。

b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書及び書面審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

- c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書等をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

- (a) 時間配分の目安
- (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
 - (イ) 質疑応答…………… 20分
 - (ウ) 審査結果の記載…………… 5分
- (b) 説明者
研究代表者を含め3名以内
- (c) 説明資料
研究計画調書及び追加説明資料

エ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。
- なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。
- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

(2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

(ア) 審査に当たっての着目点

- (a) 特別推進研究として推進する必要性
- ・新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であるか。
 - ・着想に至る背景と経緯が明確で、研究の目的、内容が特別推進研究として、ふさわしいか。
- (b) 研究の独創性及び研究の意義
- ・研究目的、方法が独創的であるか。
 - ・関連する学術分野の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。
- (c) 研究分野の現状と動向及びその中でのこの研究課題の位置づけ
- ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競うことが可能な研究であるか。
 - ・当該研究は、国際的な高い評価を得られるものであるか。
- (d) 研究遂行能力の適切性
- ・これまでの研究活動やその結果から見て、当該研究者はこの研究を遂行し、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげることが期待できるか。
 - ・研究分担者等と数人で共同して行う研究の場合、研究組織・研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められるものとなっているか。
- (e) 応募研究経費の妥当性
- ・研究経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
 - ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。
- (f) 複数回受給の妥当性
- ・これまでに特別推進研究を受給している場合は、研究の目的、内容が全く異なるものであ

るか(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る)。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
○	優先して採択すべきもの
(空白)	上記以外のもの

(3) 研究経費の査定

(ア) 査定の観点

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

- ・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

二 基盤研究（S）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。(総合審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、審査区分ごとにヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ④ 運営小委員会は、審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 審査意見書の作成
書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき「④(ア)審査に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、意見を付す。
- ② ヒアリング研究課題の選定
 - a 各小委員会に属する審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書及び審査意見書により書面審査を行う。
 - b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
 - c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。
- ③ ヒアリングの実施
各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

(a) 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
- (イ) 質疑応答…………… 10分
- (ウ) 審査結果の記載…………… 5分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

④ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「(イ)審査基準」により審査を行う。
- b 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、基盤研究(S)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採否を決定する。

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

(b) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

(c) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(d) 応募研究経費の妥当性

- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評 価 基 準
○	優先して採択すべきもの
(空白)	上記以外のもの

三 基盤研究（A）（応募区分「一般」）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。(総合審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添4の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、基盤研究(A)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究

(1) 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーゾーンとなった研究課題のみを対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。(2段階書面審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。また、合同審査を行うこととされている審査区分は、それらを合わせて一つの審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、基盤研究(B)(C)(応募区分「一般」)は別添5、若手研究は別添6の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、「配分枠」のボーダーゾーンにある応募研究課題の中から、「私立学校・高等専門学校調整枠」により採択する研究課題を選定する。
- ③ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

(2) 基盤研究（C）（応募区分「一般」）及び若手研究における独立基盤形成支援

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

科学研究費委員会は、総合的な判断の上、採択研究課題を決定する。

五 研究活動スタート支援

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添7の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

六 挑戦的研究

(1) 挑戦的研究（開拓）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
また、「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、挑戦的研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

(2) 挑戦的研究（萌芽）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーゾーンとなった研究課題、及びボーダーゾーンよりも上位の研究課題の中で、審査委員のうち1名でも挑戦的研究として妥当でないと評価した審査委員がいる研究課題を対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。(2段階書面審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
また、「2段階書面審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

七 奨励研究

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ② ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添9の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、応募者が企業の職員である場合、奨励研究の適切性を考慮することとする。
- ③ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

八 研究成果公開促進費

- (1) 研究成果公开发表（B）（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）（C）

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

ウ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

エ イからウを差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次の a～b のとおり、採択候補成果公開を選定する。

a 各審査グループにおいて、「研究成果公開発表(B)」と「研究成果公開発表(C)」の採択候補成果公開を選定する。

b 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次の a～b のとおり、採択成果公開等を決定する。

a 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

b 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

カ 各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

ア 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

(2) 研究成果公開発表(B)「ひらめき☆ときめきサイエンス」

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 研究成果の社会還元・普及小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、合議により採択成果公開を決定する。

イ 研究成果の社会還元・普及小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔研究成果の社会還元・普及小委員会による採択成果公開の決定までの進め方〕

研究成果の社会還元・普及小委員会は、配分総額が配分可能額の範囲となるように、合議により採択成果公開を選定する。

(3) 国際情報発信強化

(応募区分「国際情報発信強化(A)」「オープンアクセス刊行支援」)

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。

イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添12の評定基準等に基づき、計

画調書により書面審査を行う。

ウ 国際情報発信強化小委員会が必要に応じて追加説明資料の提出を求めることができる。

エ 国際情報発信強化小委員会は、書面審査の結果及び追加説明資料に基づき、合議により採択成果公開を選定する。

(4) 国際情報発信強化（応募区分「国際情報発信強化（B）」）

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。

イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添12の評定基準等に基づき、計画調書により審査を行う。

ウ 国際情報発信強化小委員会は、個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

(5) 学術図書

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開の決定及び補欠成果公開の選定を行う。

② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

③ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠成果公開について、合議により採択成果公開を決定する。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。

② 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、補欠成果公開を選定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開、「調整枠」による採択成果公開及び各

小委員会が選定した補欠成果公開の採否を決定する。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、運営小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

(6) データベース

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。
- ③ ② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査区分内番号ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各小委員会は、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。
- ③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。
- ④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。
 - イ 各審査グループにおいて、全ての採択候補成果公開の中から複数年の内約を行う成果公開(「重点データベース」)に値する候補成果公開の有無について検討する。
 - ウ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
 - エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
 - ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。
 - イ 各小委員会において、複数年の内約を行う成果公開(「重点データベース」)としての採択成果公開を決定する。
 - ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
 - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。
- ⑦ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

九 特別研究員奨励費

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

科学研究費委員会は、特別研究員等審査会で付された意見を参考とし、総合的な判断の上、採択研究課題を決定する。

十 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。(総合審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ④ ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添13の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、国際共同研究強化として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

十一 国際共同研究加速基金（海外連携研究）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーゾーンとなった研究課題、及びボーダーゾーンよりも上位の課題の中で、審査委員のうち1名でも種目の趣旨・対象と合致していないと評価した審査委員がいる課題を対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。(2段階書面審査)
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小

委員会と読み替える。

- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添14の評定基準等に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。
② 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

十二 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）

なお、採択予定件数の範囲内では採択できない場合は、採択候補研究課題を選定することを可能とし、運営小委員会において全体予算の範囲内で採択候補研究課題から採択研究課題を決定する。

- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
③ 各小委員会に属する審査委員は、別添15の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、帰国発展研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

十三 国際共同研究加速基金（国際先導研究）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。（総合審査）

また、「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。

- ② 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、審査区分ごとにヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
③ 運営小委員会は、審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、

合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

① 審査意見書の作成及び海外レビュー

書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の国内の審査意見書作成者に審査意見書の作成を依頼するとともに、3名程度の海外レビューに書面による海外レビューを依頼する。

審査意見書作成者は研究計画調書を基に別添16の各評定要素に着目し、意見を付す。また、海外レビューは研究計画調書(英語部分)を基に別添16の A～C の各評定要素に着目して意見を付し、絶対評価で5段階の総合評点を付す。

⑤ ヒアリング研究課題の選定

- a 各小委員会に属する審査委員は、別添16の各評定要素に基づき、事前に研究計画調書、審査意見書、海外レビューの結果を基にヒアリングの可否について書面審査を行う。この際、海外レビューで付された評点が著しく低い応募研究課題は不採択とする。
- b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書、海外レビューの結果及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
- c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

③ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは次のとおり行う。なお、各小委員会は研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

(a) 時間配分を目安

- (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
- (イ) 質疑応答…………… 20分
- (ウ) 審査結果の記載…………… 5分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

(d) 参照資料

審査意見書及び海外レビューの結果

④ 採択研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について別添16の各評定要素に基づき採否について審査を行う。
- b 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。この際、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、国際先導研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- c 各小委員会は、採択研究課題及び補欠研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮する。
- d 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

(審査結果の開示)

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以

下のとおり、審査結果の開示を行う。

一 特別推進研究

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位及び審査結果の所見を開示する。

二 基盤研究（S）

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、審査区分における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、審査結果の所見及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

三 基盤研究（A）（応募区分「一般」）

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、審査結果の所見及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、1段階目の書面審査における評定要素ごとの審査結果及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

五 挑戦的研究（開拓）

「挑戦的研究（開拓）」について、採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位を開示する。さらに、合議審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、当該研究課題の審査結果の所見、挑戦的研究としての妥当性に係る評価結果（「挑戦的研究（開拓）」のみ）及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

六 挑戦的研究（萌芽）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位を開示する。さらに、書面審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、1段階目の書面審査における評定要素ごとの審査結果及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

七 研究活動スタート支援、奨励研究

採択されなかった研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における書面審査結果のおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

八 国際情報発信強化

代表者に対して、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」については、当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

また、「国際情報発信強化(B)」については、採択されなかった成果公開におけるおおよその順位、応募成果公開の各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び採択された応募成果公開の平均点を開示する。

九 研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）、学術図書、データベース

採択されなかった代表者に当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

十 研究成果公開発表（B）「ひらめき☆ときめきサイエンス」

採択されなかった実施代表者に対して、審査結果の所見を開示する。また、採択された実施代表者に対して、審査結果の所見がある場合は開示する。

十一 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、海外連携研究）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位、種目の趣旨・対象と研究計画との合致性に係る評価結果、及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

十二 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位、帰国発展研究としての妥当性に係る評価結果、及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

十三 国際先導研究

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者に対して、各小委員会におけるおおよその順位を開示する。さらに、合議審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、当該研究課題の審査結果の所見を開示する。

第3章 研究進捗評価

（研究進捗評価の方針）

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資する目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について評価を行う。

（研究進捗評価の対象）

第15条 研究進捗評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成29年度助成以前に採択された研究課題に限る。)について行う。

（研究進捗評価の実施体制）

第16条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

（研究進捗評価の方法）

第17条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度にヒアリングを実施する。(令和2年度をもって終了)

現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等、研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 現地調査の進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ 現地調査

a 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び研究計画調書

b 時間配分の目安

2～3時間程度

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

e 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

③ ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

(イ) 質疑応答 …… 15分

(ウ) 審議及び評価結果の記載 …… 5分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及び評価結果の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

④ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙げられなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。
- (c) 研究組織
 - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (e) 研究目的の達成見込み
 - ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行う書面評価等を踏まえ、合議により行う。
 最終年度前年度に書面により実施する。（令和2年度をもって終了）
 研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。
 なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 評価意見書の作成

各小委員会幹事は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等に基づき、評価意見書を作成する。

イ 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、評価コメント票を作成する。

ウ 各小委員会の評価

小委員会は、研究進捗状況報告書、関係書類、評価意見書及び評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ ヒアリングの進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

c 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 10分

(イ) 質疑応答 15分

(ウ) 審議及び評価結果の記載 5分

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を求めるものとする。

f 審議及び評価結果の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により評価を行う。

⑤ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑥(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙げられなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗

評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(研究進捗評価結果の開示等)

第18条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第4章 中間評価

（中間評価の方針）

第19条 中間評価の方針は以下のとおりとする。

一 研究課題に対する中間評価

中間評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

二 成果公開に対する中間評価

- (1) 中間評価は、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資する目的として行う。
- (2) 中間評価を受けた成果公開を発展させる目的で、最終年度において国際情報発信強化に応募がなされた場合は、当該応募成果公開の審査資料として中間評価結果を提供する。

（中間評価の対象）

第20条 中間評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度以降に採択された研究課題に限る。)並びに国際情報発信強化の成果公開について行う。

（中間評価の実施体制）

第21条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

（中間評価の方法）

第22条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次に掲げる時期に、ヒアリングを踏まえ合議により行う。

研究期間	中間評価の実施時期
3年間	2年度目
4～5年間	3年度目
6～7年間	4年度目

なお、ヒアリングによる評価で判断できない場合は、現地調査を行う。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

- (イ) 質疑応答 15分
- (ウ) 評価結果の記載 5分
- c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明
研究代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加説明資料により説明を受ける。
- d 質疑応答
担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。
- e 評価結果の記載
評価者は、ヒアリング終了後、研究課題ごとに「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

③ 現地調査の進め方

- a 質問事項
研究代表者に対して、事前にヒアリングによる評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。
- b 現地調査で用いる資料
中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等
- c 時間配分の目安
2～3時間程度
- d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明
評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。
- e 質疑応答
担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。
- f 現地調査報告書の作成
担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。
なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。
また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び中間評価案について合議を行い、評価コメント及び中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

- (a) 研究の進展状況
 - ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
 - ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
 - ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性かどうか。
- (b) これまでの研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)

(c) 研究組織

- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要であるが、概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれる
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、原則として、3年度目に書面により実施する。ただし、研究期間が3年の場合は2年度目に行う。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 評価意見書の作成

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する中間評価報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等に基づき、評価意見書を作成する。

イ 担当委員の決定及び中間評価コメント票の作成

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、中間評価コメント票を作成する。

ウ 各小委員会の評価

小委員会は、中間評価報告書、関係書類、評価意見書及び中間評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

中間評価報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ ヒアリングの進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

c 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

(イ) 質疑応答 …… 15分

(ウ) 評価結果の記載 …… 5分

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 評価結果の記載

評価者は、ヒアリング終了後、研究課題ごとに「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により評価を行う。

⑤ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、中間評価案について合議を行い、中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。

- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。
- (b) これまでの研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- (c) 研究組織
 - ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要であるが、概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれる
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

三 国際情報発信強化

(1) 国際情報発信強化（A）・オープンアクセス刊行支援

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行うヒアリングを踏まえ、合議により行う。
成果公開の助成期間3年目にヒアリングを実施する。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。

イ ヒアリング

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(計画調書、交付申請書及び実績報告書)等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ア) 代表者等からの事業進捗状況等の説明…………… 10分

(イ) 質疑応答 …………… 10分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …………… 10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

③ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、ヒアリングを行った成果公開について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は経費の減額又は取組の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「④(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

- ・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。
- ・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b) 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

- ・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。
- ・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c) 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

(d) 使用された経費の妥当性

- ・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A-	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	当初計画から遅れており、今後一層の努力が必要である。
C	当初計画から遅れ、今後の目標達成が見込まれないため、経費の減額又は取組の中止が適当である。

(2) 国際情報発信強化（B）

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行う書面評価を踏まえ、合議により行う。

成果公開の助成期間3年目に書面評価を実施する。

なお、書面による評価で判断できない場合は、ヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。書面のみで判断が困難な場合、ヒアリングを行う。

イ 小委員会の評価

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

③ ヒアリングの進め方

ヒアリング

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(計画調書、交付申請書及び実績報告書)等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ア) 代表者等からの事業進捗状況等の説明…… 10分

(イ) 質疑応答…… 10分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…… 10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

④ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った成果公開について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は経費の減額又は事業の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「⑤(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

- ・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。
- ・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b) 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

- ・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。
- ・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c) 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

(d) 使用された経費の妥当性

- ・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A＋	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A－	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	当初計画から遅れており、今後一層の努力が必要である。
C	当初計画から遅れ、今後の目標達成が見込まれないため、経費の減額又は取組の中止が適当である。

(中間評価結果の開示等)

第23条 中間評価は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第5章 事後評価

（事後評価の方針）

第24条 事後評価は、対象となる研究課題の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

（事後評価の対象）

第25条 事後評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題（平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る。）について行う。

（事後評価の実施体制）

第26条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評 価 事 項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

（事後評価の方法）

第27条 事後評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書、関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、事後評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が

- あったか。
- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。
- (b) 研究成果
 - ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。
- (c) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されたか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A-	一部十分ではなかったが、概ね期待どおりの成果があった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

二 基盤研究（S）

① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書及び関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、事後評価案に「F」を付す。

イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展

があったか。

- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。

(b) 研究成果

- ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。

(c) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されたか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A-	一部十分ではなかったが、概ね期待どおりの成果があった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

(事後評価結果の開示等)

第28条 事後評価は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

附則（平成29年8月28日）

この規程は、平成29年8月28日から施行する。

附則（平成29年10月30日）

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附則（平成30年7月19日）

この規程は、平成30年7月19日から施行する。

附則（平成30年10月3日）

この規程は、平成30年10月3日から施行する。

附則（令和元年7月2日）

この規程は、令和元年7月2日から施行する。

附則（令和元年9月12日）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第10条二（2）及び第12条四（2）の規定は、令和元年9月12日から施行する。

附則（令和元年11月12日）

この規程は、令和元年11月12日から施行する。

附則（令和2年5月12日）

この規程は、令和2年5月12日から施行する。

附則（令和２年８月１８日）

この規程は、令和２年８月１８日から施行する。

附則（令和２年１０月１３日）

この規程は、令和２年１０月１３日から施行する。

附則（令和２年１０月３０日）

この規程は、令和２年１０月３０日から施行する。

附則（令和２年１２月１４日）

この規程は、令和２年１２月１４日から施行する。

附則（令和３年５月１０日）

この規程は、令和３年５月１０日から施行する。

附則（令和３年８月２日）

この規程は、令和３年８月２日から施行する。

附則（令和３年１０月５日）

この規程は、令和３年１０月５日から施行する。

附則（令和４年４月１５日）

この規程は、令和４年４月１５日から施行する。

附則（令和４年６月１０日）

この規程は、令和４年６月１０日から施行する。

附則（令和４年１０月１３日）

この規程は、令和４年１０月１３日から施行する。

附則（令和５年３月７日）

この規程は、令和５年３月７日から施行する。ただし、第１２条十の規定は、令和６（2024）年度以降の特別研究員奨励費の公募から適用する。

附則（令和５年６月１９日）

この規程は、令和５年６月１９日から施行する。

附則（令和６年３月１日）

この規程は、令和６年３月１日から施行する。

附則（令和６年６月１７日）

この規程は、令和６年６月１７日から施行する。

附則（令和６年７月１８日）

この規程は、令和６年７月１８日から施行する。

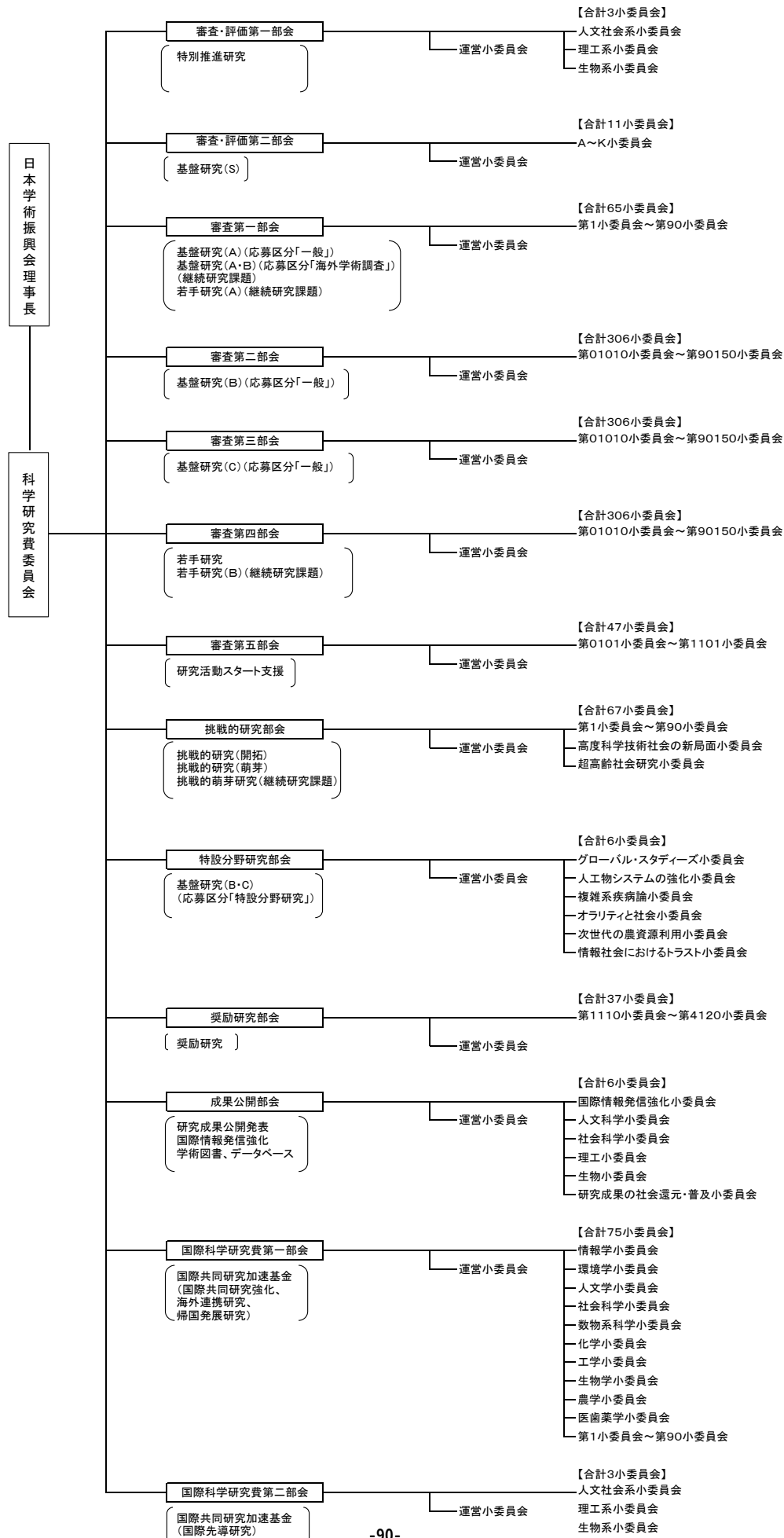
附則（令和７年２月２６日）

この規程は、令和７年２月２６日から施行する。

科学研究費委員会組織図

別添1

【小委員会合計: 1, 238小委員会(分割及び合同は含まない)】



科学研究費助成事業配分方式

（基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）、「奨励研究」、「研究成果公開促進費」、「特別研究員奨励費」を除く。）

○基盤研究（S・A）の審査区分毎の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- （注）要素： A＝当該研究種目（応募区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
 B＝当該研究種目（応募区分）の本年度配分予定額
 a＝当該研究種目（応募区分）の本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額応募分を含む）（C）に対する当該審査区分に係る本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額応募分を含む）（D）の構成比〔D／C〕
 b＝当該研究種目（応募区分）の本年度新規応募研究課題数（E）に対する当該審査区分に係る本年度新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

○基盤研究（B・C）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的研究（開拓、萌芽）、国際共同研究加速基金の審査区分毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

- （注）要素： A＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額
 a＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費（C）に対する当該審査区分に係る全研究期間の新規応募研究経費（D）の構成比〔D／C〕
 b＝当該研究種目の新規応募研究課題数（E）に対する当該審査区分に係る新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

基盤研究（S）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「大区分」を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、ヒアリング研究課題を選定します。ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、ヒアリング研究課題の選定のため、専門分野に近い研究者が作成する「審査意見書」も活用してください。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、「審査意見書」も活用しながら、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

基盤研究（S）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

基盤研究（A）（応募区分「一般」）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「中区分」を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の「A．研究計画の内容に関する評価要素」に関する個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評価を付することとします。さらに、「B．研究課題の国際性に関する評価要素」の絶対評価を行うこととします。合議審査では、書面審査における総合評価の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評価を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

A. 研究計画の内容に関する評定要素

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

B. 研究課題の国際性に関する評定要素

- ・本研究課題の遂行によって、国際性（将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等）を発揮することが期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記「A. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

さらに、上記「B. 研究課題の国際性に関する評価要素」について4段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評価基準
4	大いに期待できる
3	期待できる
2	概ね期待できる
1	あまり期待できない

〔審査意見の記入〕

基盤研究（A）（応募区分「一般」）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評価区分により、評価をしてください。（「（空白）」以外の評価区分は、各評価基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評価をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評価基準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

基盤研究（B・C）（応募区分「一般」）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「小区分」を適用します。なお、基盤研究（B）において著しく応募件数の少ない小区分は、他の小区分と合同で審査を行います。

審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「2段階書面審査」を実施します。

1段階目の審査においては、各研究課題について、以下の「A. 研究計画の内容に関する評価要素」に関する個別の評価要素に対する絶対評価を行った上で、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付することとします。さらに、「B. 研究課題の国際性に関する評価要素」の絶対評価を行うこととします。

なお、「A. 研究計画の内容に関する評価要素」に関する評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、不採択者のうち1段階目の審査結果の開示を予め希望した者の開示します。

2段階目の審査では、同一の審査委員が、1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった研究課題について、新たに2段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（1段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評価区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

評価区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評価区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

B. 研究課題の国際性に関する評価要素

- ・本研究課題の遂行によって、国際性（将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等）を発揮することが期待できるか。

評点区分	評定基準
4	大いに期待できる
3	期待できる
2	概ね期待できる
1	あまり期待できない

〔1段階目の審査における評価及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における評価】

各研究課題の採択について、上記「A. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「４：非常に優れている」、「３：優れている」、「２：普通」、
「１：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

１段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、２段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、２段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

〔2段階目の審査における総合評点〕

１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記「A. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、２段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、１段階目の書面審査の結

果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮しています。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理的重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で、「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

若手研究の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「小区分」を適用します。

審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「２段階書面審査」を実施します。

１段階目の審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に対する絶対評価を行った上で、４段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、評価要素ごとに行う絶対評価において、「２ やや不十分である」又は「１ 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、不採択者のうち１段階目の審査結果の開示を予め希望した者に開示します。

２段階目の審査では、同一の審査委員が、１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった研究課題について、新たに２段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（１段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔1段階目の審査における総合評点及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における総合評点】

各研究課題の採択について、上記（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、
「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

〔2段階目の審査における総合評点〕

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、2段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮しています。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
－	利害関係があるので判定できない	－

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【２段階目】

２段階目の審査においては、２段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、１段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

研究活動スタート支援の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「『研究活動スタート支援』審査区分」を適用します。審査方式は、合議審査を行わず、書面審査を実施し採否を決定します。

各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に対する絶対評価を行った上で、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付することとします。

なお、評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、不採択者のうち審査結果の開示を予め希望した者の開示します。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点及び審査意見の記入〕

【総合評点】

各研究課題の採択について、上記（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「４：非常に優れている」、「３：優れている」、「２：普通」、
「１：劣っている」

【審査意見の記入】

審査においては、研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

(審査委員全員が「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。)

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合を含む)」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

「挑戦的研究（開拓・萌芽）」は、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画を含む）を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「挑戦的研究」では、「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論等の導入」といったこれまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有している研究課題を対象としていますので、当該研究の「挑戦的研究」としての意義を重視した審査を行ってください。

また、そうした「挑戦的研究」の実行可能性を確認する観点から、これまでの研究歴と当該研究活動の内容等を見るなどして応募者の研究遂行能力を確認してください。ただし、研究実績に関する記述がある場合は、その多寡のみで判断することは避けてください。

「挑戦的研究」の審査においては、審査区分として中区分を適用するほか、審査区分表とは別に、とりわけ学術的要請の高いと思われる領域を「特設審査領域」として必要に応じて時限設定します。また、（開拓）においては、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場合に応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。（萌芽）においては、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「2段階書面審査」を実施します。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行い、5段階による相対的な総合評点を付すこととします。

（開拓）の書面審査では、各研究課題について挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素に対する3段階による絶対評価を行い、さらに研究計画の内容に関する評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。この際、応募者が「挑戦的研究」に十分取り組めるよう、応募額を最大限尊重した配分を行うこととします。

（萌芽）の1段階目の書面審査では、各研究課題について挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素に対する3段階の絶対評価及び研究計画の内容に関する評価要素に対する4段階の絶対評価を行った上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。

なお、評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、

不採択者のうち1段階目の審査結果の開示を予め希望した者に開示します。

2段階目の審査では、同一の審査委員が、1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった研究課題について、新たに2段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（1段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。この際、応募者が「挑戦的研究」に十分取り組めるよう、応募額を最大限尊重した配分を行うこととします。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究課題の内容を客観的に判断した上で、真に挑戦的と言える、価値のある研究を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

I 挑戦的研究（開拓）における評価基準等

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

（２）研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。

〔総合評価等〕

【事前の選考】

各研究課題について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素」及び「B. 研究計画の内容に関する評価要素」（１）～（２）の評価要素を考慮し、総合的な判断の上、別途示される評価分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評価「５」から５段階評価を行い、総合評価を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評価区分	評価分布
5	10%
4	10%
3	10%
2	10%
1	60%
利害関係があるので判定できない	—

※評価区分「５」を付した研究課題のうち、特に書面審査に残したい研究課題がある場合

は、「審査優先課題」として1件を選定することができます。当該研究課題については他の審査委員の付した評点に関わらず書面審査に進めることができます。

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」について3段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評 点 基 準
3	妥当である
2	概ね妥当である
1	妥当でない

挑戦的研究として「妥当でない」と判断し「1」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

さらに、上記「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（2）の評定要素も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。（特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択可能件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	S～Bに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

挑戦的研究（開拓）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

このため、書面審査の「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の挑戦的研究としての長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、事前の選考では審査意見を付す必要はありません。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、書面審査において研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

また、挑戦的研究では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

（１）「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その

判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

Ⅱ 挑戦的研究（萌芽）における評価基準等

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。
- ・本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

（２）研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。

〔評点及び審査意見の記入〕

【事前の選考における評価】

各研究課題について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素」及び「B. 研究計画の内容に関する評価要素」（１）～（２）の評価要素を考慮し、総合的な判断の上、別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「５」から５段階評価を行い、総合評点を付してください。（特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
5	10%
4	10%
3	10%
2	10%
1	60%
利害関係があるので判定できない	—

※評点区分「5」を付した研究課題のうち、特に書面審査に残したい研究課題がある場合は、「審査優先課題」として1件を選定することができます。当該研究課題については他の審査委員の付した評点に関わらず書面審査に進めることができます。

【1段階目の審査における評価】

各研究課題の採択について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」について3段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評 点 基 準
3	妥当である
2	概ね妥当である
1	妥当でない

挑戦的研究として「妥当でない」と判断し「1」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

また、「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（2）の各評定要素について、4段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

最後に、評定要素ごとに行った評価を踏まえ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って4段階の相対評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価に当たっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、

「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の挑戦的研究としての長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

【2段階目の審査の対象】

1段階目の審査の結果に基づき、以下のような研究課題を2段階目の審査の対象とします。

- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」において「1」を付した審査委員がいる研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、総合評点で「1」を付した委員がいる研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が下位の課題のうち、委員1名のみが総合評点で「1」を付しており、当該評点を除いて平均点を算出すると採択予定件数付近の順位になる研究課題

【2段階目の審査における「挑戦的研究」としての妥当性の判断】

（萌芽）の2段階目の書面審査に係る審査時期は、（開拓）の合議審査終了後の約2週間です。（萌芽）の2段階目の書面審査においては、（開拓）の合議審査における「挑戦性」の議論を踏まえ、挑戦的研究としての妥当性を判断してください。

【2段階目の審査における総合評点】

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」及び「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（2）の評定要素を考慮し、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。（特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。挑戦的研究では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定ですが、「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、充足率を低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断する際の参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理的重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

奨励研究の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち奨励研究は、教育・研究機関の教職員等であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が1人で行う教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

研究の対象は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野の研究で、教育現場等での実務に基づく研究等を対象とします。

したがって、配分審査にあたっては、各審査委員は、応募研究課題について、この目的等に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査方式は、合議審査を行わず、書面審査を実施し採否を決定します。

審査においては、各研究課題について、4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など多様性に配慮しつつ、また、特定の職種の者による研究のみに高い評価が著しく偏ることのないよう応募バランスにも考慮しつつ、幅広く重要な研究課題を見いだし、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

（1）研究の意義

- ・当該研究課題の遂行が教育的・社会的意義を有しているか。
特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等を評価する。

（2）研究の特色

- ・研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。

（3）研究目的、研究方法の妥当性

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切で

あるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(4) 研究遂行能力

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。

(5) 関連する学問分野への貢献度

- ・本研究課題によって成果があがった場合、関連する学問分野への貢献が期待できるか。

※教育現場等での実務に基づく研究を対象とした応募研究課題については、関連する学問分野への貢献度を必ずしも考慮する必要はありません。

〔総合評点及び審査意見の記入〕

【総合評点】

各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、
「1：劣っている」

評点を付す際、教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮してください。

【審査意見の記入】

審査においては、研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を記入してください。

ii その他の評価項目

(1) 奨励研究としての適切性

応募者が企業の職員である場合、以下の点を考慮し、評価を付してください。

当該研究課題が、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究(市場動向調査を含む。)及び業として行う受託研究との違いが明確であり、学術の振興に寄与する研究であるかという観点において、明らかに「奨励研究としてふさわしくない」と判断した研究課題がある場合には、「×」を付した上でその根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。(審査委員全員が「×」を付した研究課題は、総合評点の評価にかかわらず不採択となります。)

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合を含む)」場合には記入は不要です。

(2) 研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。(審査委員全員が「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。)

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合を含む)」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関（補助金の管理を応募者本人が行う場合にあっては、当該応募者）に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を通知します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち研究成果公開促進費は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評価要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評価要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

なお、国際情報発信強化及び研究成果公开发表（B）のうち「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の書面審査における評価基準等は別に定めます。

i 応募要件に係る評価項目

【評価項目】（ ）内は、計画調書における参照箇所を示します。

(1) 「研究成果公开发表」、及び学術団体等が作成する「データベース」における共通事項

【学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

（「経理管理事務・監査体制」欄）

各応募成果公開について、科研費の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評価区分により評価をしてください。なお、「×」の評価を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評価区分	評 定 基 準
（空白）	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる。

×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。
---	--

ii 評価基準

〔評価要素〕

(1) 「研究成果公開發表」

① 「研究成果公開發表（B）」

【シンポジウム・学術講演会等の目的、内容、対象】

（「シンポジウム・学術講演会等の目的」、「シンポジウム・学術講演会等の概要」、「シンポジウム・学術講演会等の対象」、「シンポジウム・学術講演会等が及ぼす効果」、「過去3年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会等開催状況」欄など）

- ・過度に専門的ではなく、参加対象に応じたテーマ、内容であるか。

② 「研究成果公開發表（C）」

【国際シンポジウム・国際会議等開催の目的、内容、対象】

（「国際シンポジウム・国際会議等開催の目的」、「国際シンポジウム・国際会議等の概要」、「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」、「国際シンポジウム・国際会議等における外国人演者の氏名及び主な業績」、「国際シンポジウム・国際会議等開催の準備状況」、「共催の有無について」、「学会の国際的活動」、「国際シンポジウム・国際会議等の実績」欄など）

- ・我が国と世界の研究者に研究交流の場を提供するテーマ、内容であるか。
- ・特に単年度計画のものについては、準備期間が十分取られており、かつ補助の必要性が高いと認められるか。

(2) 「学術図書」

【刊行の目的】

（「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など）

- ・「刊行のみ行うもの」にあつては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- ・「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあつては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

【学術的価値等】

（「刊行物の内容（概要）」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など）

- ・学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

【刊行の意義】

（「刊行の目的及び意義」欄など）

- ・当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

【応募条件】

（「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など）

- ・応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。
 - ア）既に類似の成果が刊行されているもの
 - イ）既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文、又は公表が義務付けられている論文（例：博士論文）を単に集成し、刊行するもの
 - ウ）学術研究の成果とは言い難いもの
 - エ）大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - オ）出版社等の企画によって刊行するもの
 - カ）市販しないもの
 - キ）十分に市販性があるもの
 - ク）翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡し、事業開始年度の4月1日より前のもの

（3）「データベース」

【学術的価値、応募条件】

（「対象分野」、「概要」、「種類」、「性格」、「データベース作成計画」欄など）

- ・学術的価値が高いものであるか。
- ・以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア）我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。
 - a) 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野
 - b) 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野
 - c) 国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - d) 国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野
 - イ）データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
 - ウ）当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
 - エ）データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。

【有用性、公開利用状況等】

（「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など）

- ・利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】
(「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など)

- ・複数年度の内約を受ける「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗するものであるか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「審査意見」欄に記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
－	利害関係があるので判定できない	－
×	応募条件を満たしていない	－

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

iii その他の評価項目

〔経費の妥当性〕

各応募成果公開について、科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、下記の評定区分により、評定

をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

(1) 「研究成果公開発表（Ｂ）・（Ｃ）」

【経費の妥当性】

（「応募経費」欄など）

- ・計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2) 「データベース」

【経費の妥当性】

（「入力予定データ量」、「データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成３１年度補助要求額の明細」欄など）

- ・作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
○	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

研究成果公開促進費(研究成果公開發表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI))の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業(科研費)のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開發表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査に当たって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費(研究成果公開發表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI))は、以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものです。

- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を直に刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすい形で直に伝えること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の評価要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評価要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査に当たり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、本種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだすよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が参加している応募成果公開(第8条の二参照)の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕

(1) プログラムの内容、実施方法の工夫

- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすい形で直に伝えようとしているか。
- ・科研費による研究者個人の独創的・先駆的な学術研究の一端を感じることができる企画となっているか。
- ・受講生の科学的好奇心を直に刺激する内容となっているか。
- ・受講生の心の豊かさと知的創造性を育むことができる内容になっているか。
- ・実施担当研究者自身の歩みや人柄に触れることができる内容となっているか。
- ・座学(講義等)に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら実際に体感し考察できる内容となっているか。
- ・受講生の自発的で積極的な活動を促す工夫がなされているか。

- ・異なる学校種別の受講生を同時に対象として実施する場合は、その際の実施方法の工夫がなされているか。
- ・進路説明会、オープンキャンパスなど実施機関が別に企画する事業と同日に実施する場合、本事業の趣旨・目的に合致した独立したプログラムになっているか。
- ・計画を遂行するため、実施方法等は具体的かつ適切であるか。また、経費は計画と整合性がとれたものとなっているか。

(2) 広報活動

- ・効果的な広報活動が計画されているか。

(3) 安全性の確保

- ・受講生等への安全配慮が適切になされているか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
－	利害関係があるので判定できない	－

ii 遵守事項

(1) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

プログラムの実施において人権保護や法令等の遵守が必要とされる場合は、関連する指針・法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

(2) 生物を使用するプログラムについて

生物を使用するプログラムの実施において公募要領に示す以下の項目を遵守して実施する必要があります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

- I 飼育（栽培）・増殖された個体を用いることが可能であればそのようにし、野生個体を用いる必要がある場合は環境影響を最小限にするように工夫すること。
- II 本プログラムは動物実験の必要性を訴える機会ではない。やむをえずマウスなどの実験動物を用いる場合は、代替法が存在しないことを確認のうえ、次のことを遵守すること。
 - i 各機関の動物実験関係規定に従って動物実験計画書を提出し、許可を得ること。
 - ii プログラムの中で受講生に各機関の動物実験関係規定に従った講習を受けさせること。
 - iii 動物の苦痛低減や使用個体数の最少化などを心がけ、動物愛護に十分配慮して実施すること。

なお、プログラムを実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど実施代表者等に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、実施代表者等に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）は、学術刊行物（研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるもの）の発行における国際情報発信力の強化の取組について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。

国際情報発信強化の書面審査においては、各応募成果公開について、各評価要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点及び審査意見等を基に、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、本種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の国際交流に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある者が関与している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評価要素〕（ ）内は、計画調書における参照箇所を指します。

（1）国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性

（「国際情報発信強化の取組の目標・評価指標」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」、「種別」欄など）

- ・ 目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
- ・ 目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
- ・ 評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
- ・ 英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性

(「国際情報発信強化の取組の概要」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など)

- ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
- ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 新たな取組の準備状況の妥当性

(「新たな取組の準備状況」欄など)

- ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
- ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、各応募区分ごとの担当する成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる応募成果公開の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

複数の学術団体の取組については合議審査の段階で配慮しますので、書面審査においては配慮しないでください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii 評定の前提となる基本的な評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の項目についても評価を行ってください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

（１）学術的価値と質の確保

（「国際情報発信強化の取組の概要」欄、「学術団体等の活動状況」頁の各欄など）

① 学術的価値の確保

- ・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	学術的価値が確保されている
×	学術的価値が確保されていない

② 質の確保

- ・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

評価区分	評価基準
(空白)	質が確保されている
×	質が確保されていない

(2) 補助要求額の妥当性

(「補助要求額」、「明細」、「補助要求額の必要性・妥当性」欄など)

- ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評価基準
(空白)	補助要求額に近い配分額が望ましい
△	補助要求額より減じた配分額が望ましい
×	補助要求額等に問題がある

(3) 学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況

(「経理管理事務・監査体制」欄)

- ・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評価区分	評価基準
(空白)	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付することとします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）（以下「国際共同研究強化」という。）」は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。そのため、応募年度の7月1日現在で「基盤研究」、「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究代表者（応募年度の4月1日現在で45歳以下の者。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。

したがって、書面審査では、国際共同研究強化としての適切性を考慮し、国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず幅広い観点から、以下に述べる要素を中心に評価を行ってください。

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性

- ・研究代表者が一定期間直接海外の大学や研究機関に渡航し、国際共同研究を実施することで、既に科研費に採択されている研究がどのように発展するか明確になっているか。
- ・海外共同研究者との円滑な連携により優れた研究成果を期待できるか。また、その結果、当該研究者が独立した研究者として国際的に活躍することが期待できるか。

評価区分	評価基準
○	合致している、又はほぼ合致している
△	あまり合致していない
×	合致していない

書面審査においては、研究計画が本種目の趣旨・対象に「あまり合致していない」又は「合致していない」と判断し「△」又は「×」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。該当する課題については、合議審査で改めて確認することとなります。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）国際共同研究の意義・必要性

- ・国内外の研究動向等にかんがみ、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要性があるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。
- ・海外共同研究者の役割や研究内容が明確に示されており、本国際共同研究の実施に向けた準備状況は適切であるか。
- ・研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。また、研究代表者が一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画の遂行に必要な経費が適切に計上されているか。

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

〔総合評点〕

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」及び「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、国際共同研究強化としての適切性も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

ただし、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「△」又は「×」を付した課題については、総合評点として「C」を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

国際共同研究強化では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断する際の参考とすることとしています。このため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理的な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

国際共同研究加速基金（海外連携研究）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「中区分」を活用します。審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「２段階書面審査」を準用します。

１段階目の審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に対する絶対評価を行った上で、４段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付することとします。

なお、評価要素ごとに行う絶対評価において、「２ やや不十分である」又は「１ 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、不採択者のうち１段階目の審査結果の開示を予め希望した者の開示します。

２段階目の審査では、同一の審査委員が、１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった研究課題について、新たに２段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（１段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同加速基金（海外連携研究）は、学術研究の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させることを目的とするものです。海外で国際共同研究を実施し、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することを目指しています。さらに、若手研究者の参画を要件とすることにより、国際的に活躍できる研究者の養成に資するとともに、国際共同研究の基盤の中長期的な維持・発展につながることを期待しています。

このように、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することを目指す制度であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、海外の研究機関等における研究計画の有効性等を評価し、支援を行うこととします。

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性

- ・海外で行う国際共同研究であって海外の研究機関等に直接出向き実施する研究活動が中核をなす研究計画であり、かつ主として研究代表者の海外への渡航が予定されているものであるか。
- ・国内外の研究動向等にかんがみ、海外の研究機関等へ直接出向いて国際共同研究を行う意義や必要性が認められるか。
- ・本国際共同研究を行うことで、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することが期待できるか。

評点区分	評価基準
4	合致している
3	ほぼ合致している
2	あまり合致していない
1	合致していない

1段階目の審査においては、研究計画が本種目の趣旨・対象に「あまり合致していない」又は「合致していない」と判断し「2」又は「1」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。該当する課題については、2段階目の審査で改めて確認することとなります。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

(1) 国際共同研究の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。
- ・参画している若手研究者が、研究計画の中で海外において果たす役割は明確に示されているか。
- ・海外共同研究者の役割や研究内容が明確に示されており、本国際共同研究の実施に向けた準備状況は適切であるか。
- ・研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。また、研究代表者をはじめとする日本側研究者が直接海外の研究機関等に出向き研究活動を実施するための経費が適切に計上されているか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔1段階目の審査における総合評点及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における総合評点】

各研究課題の採択について、上記「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」を考慮し、「B. 研究計画の内容に関する評定要素」(1)～(3)の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

ただし、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「合致していない」又は「あまり合致していない」と判断し「1」又は「2」を付した課題については、総合評点においても「2」以下の評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

- 「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

【2段階目の審査の対象】

1段階目の審査の結果に基づき、以下のような研究課題を2段階目の審査の対象とします。

- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「1」又は「2」を付した審査委員がいる研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、総合評点で「1」を付した委員がいる研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が下位の課題のうち、委員1名のみが総合評点で「1」を付しており、当該評点を除いて平均点を算出すると採択予定件数付近の順位になる研究課題

【2段階目の審査における種目の趣旨・対象と研究計画との合致性の判断及び総合評点】

【2段階目の審査における種目の趣旨・対象と研究計画との合致性の判断】

2段階目の審査対象となった研究課題のうち、1段階目の審査で、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「合致していない」又は「あまり合致していない」と判断した審査委員がいた研究課題については、2段階目の審査において改めて確認することとなります。

確認の上、種目の趣旨・対象と研究計画との合致性が「認められる」場合には「○」を、「認められない」場合には「×」を付してください。

なお、種目の趣旨・対象と研究計画との合致性について審査委員の過半数が「○」を付した研究課題でなければ、学術的価値の評価にかかわらず採択とはなりません。

【2段階目の審査における総合評点】

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」を考慮し、「B. 研究計画の内容に関する評定要素」(1)～(3)の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

ただし、2段階目の審査における種目の趣旨・対象と研究計画との合致性の判断において、合致性が「認められない」と判断し「×」を付した課題については、総合評点として「D」を付してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
－	利害関係があるので判定できない	－

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本を主たる拠点として、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるため、日本に帰国後すぐに研究を開始できるように研究費を支援するものです。したがって、採択にあたっては種目の趣旨に合致するものを選定できるよう、適切な評価を行ってください。

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 帰国発展研究としての妥当性

- ・これまでの海外における研究活動や研究資金の獲得状況等、海外で優れた研究実績を有する独立した研究者であることの根拠が提示されているか。
- ・帰国後に研究室を主宰し、外国人研究者との連携等により日本の研究活動の活性化に資することが期待できるか。

評価区分	評 定 基 準
○	妥当である又は概ね妥当である
△	あまり妥当でない
×	妥当でない

書面審査においては、帰国発展研究として「あまり妥当でない」又は「妥当でない」と判断し「△」又は「×」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。該当する課題については、合議審査で改めて確認することとなります。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、あるいは科学技術、社会などへの波及効果が期待できるか。

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

（３）研究遂行能力

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記「A. 帰国発展研究としての妥当性」及び「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、帰国発展研究としての適切性も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

ただし、「A. 帰国発展研究としての妥当性」において「△」又は「×」を付した課題については、総合評点として「C」を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断する際の参考とすることとしています。このため、審査において付す総合評点には考慮しないください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

国際共同研究加速基金（国際先導研究）の 審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、審査区分として「人文社会系」「理工系」「生物系」の3系を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行い、5段階による相対的な総合評点を付すこととします。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、ヒアリングの可否を判断いただきます。合議審査では、書面審査結果を適切に勘案して議論を行い、ヒアリング研究課題を選定します。次に、ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、専門分野に近い研究者が作成する審査意見書及び海外レビューの結果も活用してください。

審査にあたり、高い評価を与える研究課題は、必ずしも全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

〔評定要素〕

A. 国際共同研究の意義・必要性

- ・高い研究実績と国際ネットワークを有する研究者による応募であるか
- ・高いレベルで国際共同研究の発展が期待できる海外の共同研究者が参画しているか。役割や研究内容が明確で、その必要性が十分に示されているか。また、準備状況は適切か
- ・国際的な研究動向から見て、応募者グループの優位性を十分に発揮でき、国際的に高い評価を得る研究成果の創出が期待できるか
- ・将来的に国際的な研究コミュニティの中核を担う優れた研究者の育成が期待できるか
- ・研究期間終了後も国際的なネットワークの中核として継続することが期待できるか
- ・国際的に重要な学問分野の創成や、当該学問分野の飛躍的な発展・展開、当該学問分野を通じた世界的な課題解決への挑戦、が期待できるか

B. 研究計画の内容

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか

(2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

C. 人材育成の適切性

- ・国際的に優れた研究環境や国際ネットワークの機能等を活用した人材育成計画が具体的に示されており、その効果が期待できるか
- ・研究組織内で有機的に連携し、多様性に配慮した人材育成の仕組みとなっており、優れた研究者の育成が期待できるか
- ・若手研究者を、研究課題の遂行にとどまらず自立させるための取組が明確に示されており、その効果が十分に期待できるか

D. 研究機関の支援及び研究機関への還元方策の有効性

- ・大規模、長期間の国際共同研究を推進する上で十分な研究機関の支援が期待できるか

- ・若手研究者等が国際的な交流を行うに当たって効果的な研究機関の支援体制や支援内容が具体的に示されているか
- ・大規模、長期間の国際共同研究に係る研究遂行や人材育成等の経験を適切に還元し、研究機関の更なる国際化に貢献する方策が具体的に示されているか

〔事前の選考における総合評点〕

各研究課題について、上記 A～D の評定要素を考慮し、総合的な判断の上、以下の評点分布に従って、以降の審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「5」から5段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
5	10%
4	10%
3	20%
2	20%
1	40%
利害関係があるので判定できない	—

〔書面審査における審査意見の記入〕

国際先導研究では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評価基準
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断する際の参考とすることとしています。このため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理的な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

競争的研究費の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日

(平成 18 年 11 月 14 日改正)

(平成 19 年 12 月 14 日改正)

(平成 21 年 3 月 27 日改正)

(平成 24 年 10 月 17 日改正)

(平成 29 年 6 月 22 日改正)

(令和 3 年 12 月 17 日改正)

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

更に、統合イノベーション戦略推進会議において、令和3年4月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定し、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠になっているとして、研究者及び大

学・研究機関等¹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援することとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。本指針に則って活動することは、これらの課題への対応に加え、経済安全保障にも資する。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

（1）不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの²。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

¹ 本指針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」には、「その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される」と記載されている。

² 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等³について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底⁴するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。

³ 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

⁴ 当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定し、配分機関において、その者に対し、情報管理に関わる教育・研修を確実に実施するなど、必要な措置を講ずる。

- a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ⁵の提出を求めること。
 - b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。
 - c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけること。
 - d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。
- ④ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）や、②の研究費や所属機関・役職に関する情報を競争的研究費の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ⑤ 応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。
なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。
- ⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援⁶を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある

⁵ 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

⁶ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

旨、公募要領上明記する。

⑦ ⑥のうち当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究費と同様に、提出を求めていくこと、ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、⑥の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、公募要領上明記する。

⑧ 所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがある旨、公募要領上明記する。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的研究費の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府

省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 から 10 年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1 から 3 年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、不正事案については、各府省が定めるルールに基づき、不正事案の調査を行った機関において、予め定められた手続きに従い、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、講じた措置の内容等の公表など適切に対応するように求めるとともに、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和 3 年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和 4 年 4 月以降に公募を行うものから順次実施する。
- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和 3 年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和 4 年 4 月以降に公募を行うものから順次実施する。
- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和 3 年度に公募を行うものについて

て、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和４年４月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (４) 応募制限期間等に関して、別表１及び別表２に基づき、本指針の改正後、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施する。

なお、本指針の平成２４年１０月１７日の改正に基づき、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表１の１．個人の利益を得るための私的流用の場合の１０年、及び、２．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の５年等）については、平成２５年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (５) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、実施する。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (６) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的研究費の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (７) 競争的研究費の不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 競争的研究費における研究上の不正行為が起きた当該府省は、不正行為に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、研究上の不正行為の案件が複数の府省にまたがる場合は、その当該府省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における不正行為が認定された論文数の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(9) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的研究費を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(10) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表 1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表 2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)			不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程

平成23年 4月28日 規程第26号

改正 平成31年 1月25日 規程第 3号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「法」という。）第18条第1項による学術研究助成基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 法第18条第1項に基づき、国から交付される学術研究助成基金補助金により、独立行政法人日本学術振興会に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、法第19条第1項にいう学術研究助成業務に要する費用に充てるものとする。

(基金の運用)

第4条 基金は、法第18条第3項に定める方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月28日から施行する。

附則（平成31年1月25日規程第3号）

この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成31年1月17日から適用する。

独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び
地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項

〔平成21年11月27日〕
理事長裁定
改正 平成22年6月30日
改正 平成23年4月28日
改正 平成25年4月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成30年3月31日
改正 令和5年3月24日
改正 令和7年2月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程（平成23年規程第26号）第5条、独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程（令和5年規程第4号）第5条に基づく学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第2条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
- (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

第3条 基金の運用に当たっては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第18条第3項及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。

3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第4条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

る。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。
- 3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第1号に規定する債券のうち、「独立行政法人通則法第47条第1号の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会が取得することができる有価証券の指定について」（令和5年10月5日5文科振第597号）に基づき指定を受けた債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

- 第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体（以下「運用先金融機関等」という。）が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。
- 2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

- 第8条 運用責任者は、理事長とする。
- 2 運用業務は総務部長が行うものとし、この業務に係る事務は会計課長が行うものとする。

(基金の出納)

- 第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。）第6条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第7条に規定する出納主任が行う。
- 2 会計課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

第10条 出納主任及び会計課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。

(1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。

(2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、総務部長は直ちに理事長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第12条 総務部長は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月24日から施行し、令和5年3月15日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年2月28日から施行する。

参照条文

○独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号）（抄）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条 （略）

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、第十八条の二第一項に規定する基金に係る業務及び第十九条第一項に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

（学術研究助成基金）

- 第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附随する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。
- 2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

（国会への報告等）

- 第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

独立行政法人日本学術振興会令和 6 年
度学術研究助成業務に関する報告書
に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第21条第2項の規定に基づき、令和6年度学術研究助成業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和6年度学術研究助成業務に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、研究者の自由な発想に基づく学術研究を格段に発展させることを目的とする、我が国最大規模の競争的研究費である。科研費は、重厚な知的基盤の形成に貢献するとともに、未来を担う人材を育成し、将来のイノベーションの芽を育てるという大きな役割を担っている。

平成11年度に、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。当時は特殊法人日本学術振興会。）は、文部科学省（当時は文部省。）から科研費の一部業務の移管を受けて以来、文部科学省との連携・協力の下で審査制度等の改善に努めてきたところであり、多年にわたる制度改革の結果として確立された公正な審査制度等は、研究者をはじめとする多くの関係者から高い信頼・評価を得ている。

平成23年度には、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成23年法律第23号）による独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）の改正によって、振興会に学術研究助成基金（振興会法第18条第1項。以下「基金」という。）が造成され、振興会は、科研費を構成する事業として学術研究助成業務（振興会法第19条第1項。基金により実施する助成金（基金から支出する研究費をいう。以下同じ。）の公募、審査、交付等に係る業務を指す。以下同じ。）を実施することとなった。これにより、研究者において複数年度にわたる研究費の柔軟な使用を行うことが可能となり、研究活動の更なる活性化及び限られた研究費の効果的・効率的な活用が図られているところである。

振興会が令和6年度に実施した学術研究助成業務は、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 振興会においては、振興会法及び振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）のほか、「学術研究助成基金の運用基本方針」（平成23年4月28日文部科学大臣決定）、「学術研究助成基金補助金交付要綱」（平成23年4月28日文部科学大臣決定）、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」（平成23年4月28日規程第19号）等の関係規程に基づき、助成金の交付を適切に実施した。
2. 振興会が行う助成金の公募については、上記の関係規程のほか、文部科学省

が発出した関係通知に基づき、適切に実施した。

また、振興会が行う審査については、上記の関係規程及び「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」（平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定）に基づいて定められた「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）に基づき、研究者コミュニティから選ばれる研究者による審査（ピアレビュー）を複数段階にわたって実施すること等により、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ、研究者の研究遂行能力等の観点から厳正かつ公正に行われた。

3. 基金の管理については、振興会法第19条第1項の規定に基づいて区分経理を行い、「独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程」（平成23年4月28日規程第26号）、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項」（平成21年11月27日理事長裁定）等の関係規程にのっとり、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保及び収益性の向上にも留意した運用が行われた。

なお、振興会は、経費執行等に係る不適切な事案が発生したことに関し、調査が適切に実施されるよう関係機関に指示をするとともに、調査結果に基づいて交付決定の取消し等の適切な対応を行った。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）等を踏まえ、引き続き、各研究機関において研究費が適正に使用されるよう、執行管理の充実に向けた取組を行うことが必要である。